

決算特別委員会会議録

日時 令和7年11月17日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 3時33分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 流石 恭史
委員 飯島 力男 久嶋 成美 石原 政信 中村 正仁
寺田 義彦 小沢 栄一 渡辺 大喜 土橋 亨
笠井 辰生 浅川 力三 名取 泰 飯島 修
福井 太一

説明のため出席した者

感染症対策統括官 佐野 満
福祉保健部長 植村 武彦 福祉保健部理事（次長事務取扱） 若月 衛
福祉保健部次長 大森 栄治
福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 知見 圭子
福祉保健総務課長 佐原 淳仁 健康長寿推進課長 谷口 順一
障害福祉課長 平田 祐二 医務課長 清水 康邦 感染症対策監 宮澤 健一

税務課長 森山 和紀

高度政策推進局長 小林 徹 高度政策推進局次長 小林 孝恵
高度政策推進局次長（事務取扱） 眞田 健康
高度政策推進局次長（広聴広報監事務取扱） 羽田 勝也
地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 勝俣 秀文

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部理事（次長事務取扱） 小林 洋一
知事政策補佐官（産業政策部理事兼職 次長事務取扱） 金子 哲也
産業政策課長 古屋 幸一 成長産業推進課長 小池 一尚 産業人材課長 大森 恵子
リニア・次世代交通推進課長 有須田 遥華
資産高度利用推進課長 瀧口 努

警察本部長 仲村 健二

警務部長 柴田 純 生活安全部長 佐藤 充 刑事部長 川口 守弘
交通部長 今橋 敦 警備部長 岡部 正彦 理事 柏木 佳明
首席監察官 進藤 明 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 内藤 智

警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 所 紀久男
刑事部参事官 加藤 和弘 交通部参事官 田村 和哉
警備部参事官 清水 高博 会計課長 手塚 芳仁
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 交通規制課長 戸澤 智和

農政部長 樋田 洋樹
農政総務課長 岩渕 基 担い手・農地対策課長 野呂瀬 仁
販売・輸出支援課長 柳澤 幸喜 農業技術課長 手塚 順一郎
果樹・6次産業振興課長 武井 森彦 畜産課長 相川 忠仁
食糧花き水産課長 對木 啓介 農村振興課長 佐々木 斉 耕地課長 原田 武

会計管理者 入倉 由紀子 出納局次長（会計課長事務取扱） 清水 信一
管理課長 石合 晃

公営企業管理者 落合 直樹 企業局長 雨宮 学
企業局次長（企業局総務課長事務取扱） 柏原 隆仁 企業局技監 村松 修一
電気課長 槌屋 浩之 新エネルギーシステム推進課長 渡邊 憲明

議題 認第1号 令和6年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和6年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定した。

審査の概要 審査の順序は審査日程表に従い、福祉保健部、高度政策推進局及び産業政策部、警察本部、農政部、出納局及び企業局の順に行うこととされた。
次に、認第1号議案について、午前10時から午前10時53分まで福祉保健部関係、休憩を挟み、午前11時9分から午後0時3分まで高度政策推進局及び産業政策部関係、休憩を挟み、午後1時9分から午後1時28分まで警察本部関係、休憩を挟み、認第1号議案及び認第2号議案について、午後1時39分から午後3時33分まで農政部、出納局及び企業局の総括審査を行った。

※11月7日の総務部に係る質問に対する答弁訂正

山田委員長 ただいまから決算特別委員会を開会します。
この際、申し上げます。11月7日の委員会において、総務部関係の審査の際、寺田委員に対する答弁について、執行部から内容に誤りがあり、訂正の発言をしたい旨の申出がありましたので、これを受けるとします。

（一般会計歳入について）

森山税務課長 11月7日に開かれた決算特別委員会において、寺田委員から一般会計歳入についての意見書に基づき、県税収入についての見解を問う御質問がありました。

その答弁の中で、地方消費税の増収額を58億6,600万137円と発言しましたが、正しくは58億6,606万137円でした。おわびして訂正します。

山田委員長 執行部の答弁が終わりました。ただいまの答弁について質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

山田委員長 以上で、質問を打ち切ります。

質疑 福祉保健部関係

（認知症患者と家族への支援について）

久嶋委員 主要施策成果説明書72ページの認知症施策の推進について幾つか伺います。

高齢化の進展に伴い、認知症を抱える方の数も年々増加しており、本人だけではなく、介護を担う家族にも大きな負担が生じています。

認知症は、医療、介護の問題にとどまらず、地域社会全体で支え合う重要な課題でもあります。特に、介護者の孤立や精神的負担は深刻であり、早期の相談支援や交流の場の提供が求められています。

こうした状況を踏まえ、県では認知症の方やその家族を支援するための施策を展開していることと承知をしています。

そこでまず1つ目に、認知症の方やその家族が気軽に悩みを相談できる場としてコールセンターを設置していますが、その役割について伺います。

谷口健康長寿推進課長 認知症コールセンターについては、認知症の方やその御家族の方が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けられるよう、認知症の知識や介護技術、介護サービスに関する情報提供を行うとともに、介護の困難性に対する精神的な支援を行うために設置しているものです。

ちなみに、このセンターについては、運営を公益社団法人認知症の人と家族の会に委託していて、月曜日から金曜日の午後1時から午後5時まで相談を受け付けて、令和6年度は187件の相談があったところです。

久嶋委員 187件という相談件数から見ても、多くの方が悩みや不安を抱えている状況が伺えます。

同じく72ページに、認知症の人や家族に対する支援交流会の開催とありますが、認知症の方を介護する家族は特有の悩みを持ち、孤立しがちであるため、交流会はとてもよい取組だと思います。そこで、令和6年度の交流会の開催状況について伺います。

谷口健康長寿推進課長 令和6年度の交流会の開催については、中北地域で6回、峡東地域で1回、峡南地域で2回、富士・東部地域で1回、合計10回を開催していて、延べ230名の方に交流会に御参加いただいているところです。

久嶋委員 県として相談支援や交流の場の提供を通じて、認知症の方とその御家族が孤立することなく、安心して暮らし続けられる環境づくりを進めていることは、大変意義深い取組であると受け止めています。

今後は、こうした取組をさらに広げるとともに、地域全体で支え合う仕組みの構築や支援の質の向上、そして何よりも支援を必要とする方々への情報の届きやすさにも配慮した施策の展開をお願いしたいと思います。

（認知症施策の推進について（認知症の方への早期対応について））

石原委員 決算特別委員会審査意見書に基づき、主要施策説明書72ページの認知症施策の推進、認知症の早期対応について、質問させていただきます。

国の発表によりますと、認知症は、誰もがなり得るとされています。認知症もほかの病気と同じように、早期対応が非常に大切だと思います。

そこでまず、認知症は、早期診断・早期対応に向けた支援が求められるため、県としてはどのように取り組んでいるのかお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 県では、身近なかかりつけ医が早期に認知症に気づき、適切な医療機関につなげることができるよう、認知症対応力向上研修を実施しているもののほか、かかりつけ医からの相談に応じて、助言などの支援を行う認知症サポート医を養成しています。

また、県内4病院を認知症疾患医療センターとして指定していて、認知症を確定させる鑑別診断から専門医療の提供、認知症の方やその御家族に対する診断後の支援まで、一貫した支援を行っているところです。

加えて、県内24か所の地域包括支援センターや医療機関などに、認知症初期集中支援チームを設置して、認知症が疑われる方やその御家族に対して、早期かつ集中的に支援を実施しているところです。

石原委員 続いて、医療介護の専門職で構成され、認知症の疑いのある方、認知症本人やその御家族を訪問して集中的に支援を行うチームである認知症初期集中支援チームの養成状況について、まずお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 県では、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、国立長寿医療研究センターに委託していて、ただいま委員から御指摘があったとおり、認知症専門医を中心に保健師や介護福祉士などにより構成する多職種専門チームの担い手を養成しているところです。

令和6年度は、新たに5名のチーム員を養成して、平成27年度から令和6年度までの累計で87名のチーム員を養成したところです。

石原委員 87名という数字をいただきありがとうございます。これからもそのような形を進めていただければと思います。

県が設置している認知症についての相談窓口が幾つかあることは、私も承知しています。

そこで、認知症疾患医療センターでは、どのような活動をしているのかお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 認知症疾患医療センターは、認知症を確定させる鑑別診断から専門的医療の提供、認知症の方やその御家族に対する診断後の支援まで一貫した支援を実施しているところでは。

具体的には、鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動や症状への急性期の対応、専門医療相談を行うとともに、地域の医療機関などとの連携会議を開催しているところでは。

さらに、診断後の認知症の方や御家族に対する相談支援、当事者によるPR活動や交流会の開催も行っているところでは。

令和6年度実績は、4か所の認知症疾患医療センターの合計で907件の鑑別診断を行い、相談は8,379件があったところでは。

石原委員 認知症の御本人や御家族、それから認知症の疑いのある方々の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境で暮らせるように、早期診断、早期対応に向けた支援体制を今後とも続けていただきたいと思っております。

（介護待機ゼロの取組について）

中村委員 説明資料の福の8の16ページにある介護待機ゼロの取組についてお伺いします。

健康長寿やまなしプランによれば、令和22年の県推計人口が約68万人となり、人口は減少する一方、高齢者人口は増加する見込みとのことですが、介護福祉士等を確保するための取組についてお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 まず、介護福祉士養成校の在學生や多業種から介護職を目指す方に対して、就学資金や就職支援金などを貸与するとともに、外国人材確保のため、養成校への就学に対して助成をしているところでは。

また、介護の魅力を発信するということで、介護アンバサダーの派遣や介護現場の感動的なエピソードを募集、周知するとともに、養成校が行う魅力発信の取組に対して助成を行っているところでは。

こういった働きやすい職場環境の整備に向けて、介護現場でハラスメント防止のための相談窓口を設置するほか、介護業務の負担軽減・効率化を図るため、介護ロボットやICT機器の導入などの支援をしているところでは。

中村委員 このプランによると、高齢者が社会参加できる環境を整えると書いてありますが、具体的にどのような支援を行っているのかお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 具体的な支援ということで、県では、いきいき百歳体操や茶話会、趣味活動など、高齢者が主体となって通いの場の立ち上げが促進されるよう、市町村にアドバイザーなどを派遣しているところです。

また、地域において通いの場の立ち上げの中心的役割を果たすコーディネーターの育成を進めるほか、リハビリテーション専門職を派遣して、フレイル予防の普及を図っているところです。

中村委員 介護待機ゼロに向けての目標があると思いますが、目標に向けて取り組んでいただき、介護待機ゼロに向けて進めていただければと思います。

（在宅医療・介護の充実について）

小沢委員 主要施策成果説明書の75ページ、在宅医療・介護の充実についてお伺いします。

介護人材の確保は喫緊の課題であり、健康長寿やまなしプランにおいても、高齢者人口のピークを迎えるとされる2040年には、介護人材が1,455人不足すると推計されています。

県内でも外国人の介護職員が働いている施設が増えてきていると思われませんが、どの程度の施設が外国人介護人材を受け入れているのかお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 県の調査によれば、令和7年9月現在、県内156の介護事業所で487人の外国人介護人材が働いています。

小沢委員 次に、外国人介護人材の定着支援として、研修会が開催されているということですが、その研修の目的と内容についてお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 この研修会ですが、外国人介護職員の方が職場に円滑に定着できるよう、介護の基本やコミュニケーションの技術、日本文化の理解などについて学ぶことを目的としています。

令和6年度は、年2回開催していて、9月と1月に開催していますが、9月の第1回では18名、1月の第2回では20名が参加しているところです。

また、いずれの研修会でも参加者同士の交流会を開催していて、県内で働く外国人介護人材が悩みを共有して、親交を深める場となっている貴重な機会となっているところです。

小沢委員 次に、外国人が日本で生活していく上で、住まいの確保が大きな課題となっています。これまでの施策等を踏まえた中で、外国人介護人材の確保・定着に向けて、どのような住環境整備の施策を行っているのかお伺いします。

谷口健康長寿推進課長 外国人介護人材の方が県内で働くためには、住まいの確保が不可欠ですが、外国人の方が個人で民間の賃貸住宅を契約するというのは難しいケースが多く、受入施設が住宅を借り上げて提供している事例が多く見受けられます。

県では、外国人介護人材の受入施設が行う宿舍整備に対する支援制度を設けていて、積極的な活用を呼びかけているところです。

また、家賃や光熱費を施設が負担するケースも多いことから、本年度、初めて外国人介護人材を受け入れる施設を対象に、家賃などを補助する制度を設けたところです。

小沢委員 いずれにしても外国人が働きやすく、住みやすい環境づくりを引き続き進めていただきまして、質問を終わります。

（介護テクノロジーの導入について）

渡辺（大）委員 介護テクノロジーの導入について幾つか伺います。

まず、成果説明書の75ページになります。

事業の概要と目的、またこの事業に対する助成額の総額について伺います。

谷口健康長寿推進課長 介護ロボットやICT導入に対する助成ということですが、県では介護現場の人手不足や職員の身体的・精神的負担を軽減することを目的に、介護施設などが行う介護ロボットやICT機器導入に対しまして費用の4分の3を助成しているところです。

実績ですが、昨年度、県内の介護事業所100施設に対して、合計で約3億6,000万円の補助を行ったところです。

渡辺（大）委員 費用の4分の3ということで、かなりの額を助成していただいているということが分かりました。

続きまして、この導入の実績について伺います。

令和6年度に100事業所に導入した介護ロボットやICT機器は、どのようなもので、どのような効果があったのか伺います。

谷口健康長寿推進課長 介護事業所に導入された主なものとしては、見守りセンサーや移乗支援ロボット、ICTを活用しました業務記録機器などが挙げられます。

導入により、夜間の見守り業務の負担や職員の腰痛リスクの軽減、または記録時間の短縮が図られたといった声を聞いているところです。介護業務の効率化や安全性向上につながったものと考えているところです。

渡辺（大）委員 夜間の見守りということで、夜に働かれる方の数がさらに少なくなるということも伺っていますので、大変効果があるものだと思います。

続いて、導入に当たって施設側の理解の促進や機械の操作研修、維持管理への対応など、令和6年度の実績を踏まえて、今後の方向性について伺います。

谷口健康長寿推進課長 今後の方向性について、介護ロボットやICT機器の導入促進を図るためには、機器等の操作性や安全性への不安、費用対効果、職員の負担軽減など、介護施設側の理解促進がまず重要と思っております。

このため、県では介護事業者向けの展示体験会やセミナーを開催するほか、デモンス

トレーション機器の無料貸出しなど、現場での実体験を通じて理解促進を図るとともに、初期投資となる機器導入経費に対し、支援をしているところです。

こうした取組により、介護ロボットやICT機器の導入効果を現場で実感していただくことで導入促進を図り、業務効率化や介護の質の向上につなげてまいりたいと考えています。

渡辺（大）委員 最近、どの分野においても人材不足は非常に深刻だと思いますが、介護分野においては、一番深刻かと思っています。

先ほど、小沢委員からの質問がありましたとおり、外国人労働者の受入れももちろん大事ですが、一つでも多くの事業者がロボットやICTなどの新しいテクノロジーを導入して、今後も事業を展開していただきたいと思います。

（感染症専門人材の育成と対応力向上について）

笠井委員 令和6年度の決算に係る主要な施策の成果及び総合計画の実施状況につき質問をします。

初めに、感染症専門人材の育成と対応力向上についてであります。

主要施策成果説明書の5ページにおける感染症専門医の育成についてですが、専門医になるためには、医学部の卒業に6年間、臨床研修を2年間、専門研修プログラムを3年間など、時間がかかるものと承知をしています。

2ページに記載のKPIの指標によると、令和6年度時点での専門医2名を令和8年度には5名に増やす目標が掲げられていますが、この目標に向けた医師養成の進捗状況をまず伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 現在、県内で研修施設となっている山梨大学医学部附属病院で2名の方、山梨県立中央病院で2名の方が専門医養成の研修プログラムを受講しているところです。令和8年度末までには、4人の方が認定試験の受験資格を得られる見通しとなっています。

笠井委員 順調に育成をしていただいているということで承知しました。

また、確保という点では、既に資格を持つ専門医の招致も選択肢ではないかと思いますが、この招致について、これまでに事例はあったのか、あるいは今後の招致の検討などをなされているのかどうかをお伺いいたします。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 山梨大学医学部附属病院が感染症専門医を養成する研修施設として認定を受けるのに当たり、指導する常勤の専門医がいなかったことから、令和4年度に1名の専門医を招致しています。

また、今後の招致については、先ほど答弁したとおり、4人の方が令和8年度末までに、専門医の受験資格を得る見通しであるため、今後の招致の予定はありません。

笠井委員 次に、感染管理認定看護師の養成についてですが、成果説明書によれば、目標の人員

数に向け、順調に養成が進められているようですが、地域別に見たときの偏りはどうでしょうか。二次医療圏における地域偏在の状況について伺います。

清水医務課長 県が行った調査では、感染管理認定看護師の1病院当たりの人数は、最も多い富士・東部医療圏が1人、最も少ない峡南医療圏は0.4人と、医療圏によって差がある状況となっています。

笠井委員 この地域偏在を解消するための取組がなされているのかどうか、また今後どのような対策が検討されているのかをお伺いします。

清水医務課長 令和5年度以降に県内で養成し、感染管理認定看護師になった14名については、地域バランスを考慮し、全ての二次医療圏の医療機関から教育課程を受講していただきました。

これらの認定看護師については、所属する医療機関内での活動にとどまらず、地域全体の感染拡大防止対策に貢献してもらうこととしており、地域偏在の解消につながるものとなっています。

また、今後も医療機関の看護管理者を集めた会議や病院の立入検査の場で、感染管理認定看護師の必要性を説明し、特に未配置の病院に対して、教育課程の受講を積極的に促していきます。

（看護職員需給計画について）

笠井委員 引き続き、看護職員の需給計画についてであります。

参考資料の07福祉保健部フォルダーの括弧4、山梨県看護職員需給計画の概要を見ますと、看護職員の需要は足りていると説明されていますが、現場における看護師不足による病床の縮小などを耳にする中では、地域偏在が喫緊の大きな課題ではないかと考えます。まず、地域偏在の解消の取組をお伺いします。

清水医務課長 県では、看護職を目指す学生に対して修学資金を貸与し、県内の医療機関に就職した場合には一定額の返還を免除しています。

その中でも、過疎地域で重要な役割を果たす小規模病院や診療所に一定期間就業した場合には、貸与額の返還が全額免除される有利な制度とし、県内全域の医療機関への就業を促しているところです。

また、看護管理に知見を持つコーディネーターを過疎地域の病院に重点的に派遣して、看護職員の離職防止、定着を支援しています。

笠井委員 この福祉括弧4の資料のグラフですが、平成28年度基準に令和7年度の推計が記されていて少しデータが古いと思いますが、直近の供給と需要の数値、現状の数値はこのグラフ上で一体どの辺りにあるのかを教えてくださいませんか。

清水医務課長 山梨県看護職員需給計画における推計では、令和7年時点の供給が1万2,008人、

需要については、ワーク・ライフ・バランスの進捗度合いに応じて1万1,600人から1万2,458人の間になると推計をしていたところです。

これに対して、国の統計である衛生行政報告例によると、令和6年末の就業看護職員の数が1万1,360人となっており、おおむね順調に推移し、おおよそシナリオのマル1の付近にあると考えています。

笠井委員

看護職員数は充足しているという状況であると承知しました。

過疎地域ほど病院以外の看護施設や訪問介護などでも需要は高まってくると思いますので、引き続き過疎地域への人材配置、職員配置について取組を続けていただければと思います。

（障害者の就労支援の充実について）

次に、主要施策成果説明書の60ページ、障害者の就労支援の充実についてであります。

まず、農福連携のマッチングの成果の主な例について御説明を求めます。

平田障害福祉課長 農福連携のマッチングは、事業を開始した平成28年度以降、99の福祉施設、280の農業者が新たに参加し、現在までに404件の仕事が成立しています。

マッチングの作業内容としては、ブドウの笠掛け、桃の摘果、サツマイモの苗植え、収穫作業、ぶどう笠の洗浄など様々となっています。

農福連携に取り組んだことにより、福祉施設からは、工賃の向上のほか、利用者に体力がついて長い時間働けるようになった。利用者の表情が明るくなったなど、よい影響があったというお話も伺っており、障害のある方の自信や生きがいの創出にもつながっているものと考えています。

笠井委員

農福マルシェへの参加者・参加施設の皆様からどのような期待や要望があったのかも伺います。

平田障害福祉課長 農福マルシェに参加した施設からは、利用者が一生懸命に作った商品が売れることで、喜びや達成感を感じることができた、開催のたびに商品を購入してくれるリピーターができ、継続的なつながりを実感できたなどの声が寄せられました。

また、参加施設購入者からは、農福マルシェをこれからも継続してほしいという要望の声も伺っています。

やまなし農福マルシェを継続して開催することで、より多くの県民に、この取組を知っていただき、参加施設のやりがいや共生社会の実現につながるよう、今後も取り組んでいきます。

笠井委員

評判がいいということで安心しました。

課長がおっしゃられるように、働くことで生きがいにもなると思いますし、ぜひ今後とも現場のニーズを汲み取りながらの取組の継続に期待をします。

（依存症からの脱却支援について）

続いて、主要施策成果説明書の87ページ、依存症からの脱却支援についてであります。

84ページに記載のKPIの指標によると、依存症治療拠点機関の選定において、薬物ギャンブル依存に対する進捗が見られていないのですが、この点の状況説明を伺います。

知見福祉保健部参事 治療拠点機関の整備については、令和11年度までに薬物依存症とギャンブル依存症、それぞれの拠点機関を指定する目標に対して、専門医療機関との協議を現在、進めているところです。

笠井委員 令和6年度に5年計画で立てられた11年度目標ということですね。

現状、アルコールの拠点機関は、確か県立北病院1つだけということで、依存症は、本人も家族も苦しみが続きますが、改善が見込める病気ということで、ぜひ適切な診療、治療環境の構築を期待して質問を終わります。

（感染症危機管理体制の強化に関する事業について）

浅川委員 感染症危機管理体制の強化に関する事業について質問します。

主要施策成果説明書5ページの感染症専門人材の育成に関する事業から、やまなし感染管理支援チーム、YCATの養成・派遣について、幾つか伺います。

初めに、YCATについて、令和7年3月末現在の養成者数が122人となっていますが、令和6年度は、どのような職種を対象に何人養成したのか伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 令和6年度は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師の4職種を対象に、42人養成したところです。

浅川委員 次に、派遣した施設と支援の内容について伺います。

21施設に派遣したとのことですが、具体的にどのような施設に派遣したのか、また、派遣した施設でどのような支援を行ったのか伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 派遣先は、主に新型コロナウイルスによる集団感染が発生した高齢者施設や医療機関となっています。

また、支援の内容については、施設ごとに構造や人員体制等が異なるため、派遣時には感染拡大の要因となっている課題を把握、整理して、感染防止のためのエリア分けや医療用ガウンの着脱方法、消毒手順など感染が拡大しないよう、各施設に合わせた支援を行いました。

浅川委員 次に、派遣要請の仕組みや派遣の判断基準について伺います。

施設への派遣を行うのに当たり、施設側からの派遣要請の仕組みや派遣を行う判断基

準がどのようになっているのか伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 集団感染が発生した施設は、管轄の保健所に派遣要請を行います。それを受けて、感染症対策センターが派遣状況等を踏まえ、派遣チームの調整を行うことになっています。

また、要請を受けた保健所が発生状況等を調査し、感染対策の指導を行った上で、保健所長が感染対策上、YCATの支援が必要であると判断した場合に派遣を行うこととなっています。

浅川委員 次に、今後の養成の方針について、伺います。既に目標数を超える人数を養成したとのことですが、さらに養成を進めていくのか、今後の方針について伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 既に目標数を超える人数を確保していますので、今後につきましては、構成員の資質の維持、向上を図るためのフォローアップ研修を継続的に実施していくこととしています。

浅川委員 新たな感染症への備えとして、クラスターが発生した施設に駆けつけ感染対策を支援してくれるYCATは、高齢者施設等において心強い存在だと思いますので、引き続き、この体制が維持されるよう取り組んでいただきたいと思います。

（福祉施設等物価高騰対策光熱費等支援金について）

名取委員 福祉保健部所管の福祉施設等への光熱費等支援金についてです。

この事業は、物価高騰の影響の大きい福祉施設等に対して支援金を支給するものですが、前年度に実施した同事業と比較をすると、支給規模が約半分でした。

診療報酬や介護報酬の実質引下げに加え、物価高騰がさらに進んでいる下では、むしろ支給額を拡大する必要があると考えます。県の所見を伺います。

佐原福祉保健総務課長 令和6年度予算額と令和5年度予算額との差については、支援対象期間と物価上昇率の算定期間が異なることによるもので、令和6年度の予算額は妥当なものと考えています。

（灯油券の配付事業について）

名取委員 次に、灯油券の配付事業についてです。

今年1月に県が予備費を活用して実施をした生活困窮者に対する灯油助成券の配付事業は、申請方法や配付方法など課題が多く、予算執行率も33%にとどまりました。これらについて、県はどのような総括を行っているのか、所見をお伺いします。

佐原福祉保健総務課長 令和6年度の灯油助成券配付事業は、厳冬期に一層厳しい寒さが想定されたため緊急的に実施したものであり、ガス、電気と異なり、現金がないと購入できず、直ちに暖房器具を使用できなくなる灯油を対象としたものです。

準備期間に限られる中、1か月間の申請期間を確保するほか、積極的な広報活動、申請書の簡素化を行うとともに高齢者、障害者などへは配達にも対応したところです。

一方で、事業実施の周知が不足している、申請のために市町村役場などに出向くことが負担などの御意見が寄せられたことを踏まえ、本年度配付を行う場合には、より多くの方に、より少ない負担で支援が行き届くよう見直しを図ります。

（新興感染症への平時の備えと医療提供体制の強化について）

福井委員

成果説明書の感染症に強靱な地域づくりに関して幾つか伺います。

初めに、感染症専門人材の育成に関してです。

新型コロナ対応では、感染症対応に必要な専門人材の重要性が改めて認識されました。

成果説明書の2ページに先ほど来出ているように、令和6年度末の状況として感染管理認定看護師は41人、YCAT人員は122人となっています。

このうち県がこれまで養成した人材の定着状況をどのように評価しているのか伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 感染管理認定看護師については、事業を開始した令和5年度の教育課程修了者が、令和6年度に14名認定されたところです。

現在、この14名は、全員が県内の病院で就業し、感染管理認定看護師として活動していることから、定着していると考えています。

また、YCATに関しては、事業を開始した令和4年度から令和6年度までに131人を養成したところです。

このうち、退職や県外への人事異動などやむを得ない事情による脱退や育児休業等による一時的な活動休止により、9名の方が登録を解除していますが、養成した9割以上の方が活動できる状態となっていることから、こちらについても定着していると考えています。

福井委員

今後も定着に向けて、確実な定着に向けて取組を進めていただきたいと思います。

次に、新たなパンデミックを想定したときに、県内の専門人材は現状の人数で十分と考えているのか伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 YCATは、既に目標数を上回る人員を確保しています。

一方、感染症専門医と感染管理認定看護師は、令和8年度末を目標として計画的に養成しているところです。

専門医の養成研修の受講状況や認定看護師の教育課程の受講状況から令和8年度末には目標数を確保できる見通しとなっていますので、引き続き、着実に取組を進めていきたいと考えています。

福井委員

次に、感染症対策センターの機能強化に向けて、今後どのような点に重点を置いて取り組んでいくのかを伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 感染症対策センターの機能を強化するため、感染症に関する専門知識を持った職員の養成に取り組んでいるところです。

具体的には、技術系の職員を国立健康危機管理研究機構が実施する2年間の長期研修に派遣をして、保健所の疫学調査等を支援するエキスパートとして養成しているところです。

これまでに1人が研修を修了して、感染症対策センターにおいて専門性を発揮し業務に従事しています。現在2人目の職員が研修を受講しているところです。

福井委員

続いて、新たな感染症が発生した際の地域の連携対策について伺います。

成果説明書の7ページに、関係機関と連携した訓練ということで、昨年度、医療機関、市町村、保健所等による初動訓練を実施したとのことですが、具体的な訓練の内容と訓練を実施して課題等があったのか伺います。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 昨年10月に、感染症対策センター、保健所のほか、病院や診療所、市町村など感染症対策を実行する上で、連携が不可欠な関係機関から291人が参加して訓練を実施しました。

訓練では、新たな感染症が疑われる患者が県内で初めて発生したとの想定の下、感染症対策センターからの情報発信を受け、医療機関が初動体制を構築するまでの対応や検査体制、入院調整の方法、入院病床への受入れなどを、模擬症例を通じて確認しました。

実施した訓練は、感染者の入院までの手順を確認することが中心であったことから、発熱外来を行う診療所と保健所の連携や回復後の患者の受入先となる療養病院への転院も確認すべきとの意見があったところです。

福井委員

次に、訓練は一度きりでなく、継続して実施していくことが重要と考えますが、昨年度の訓練を踏まえ、今年度はどのような成果目標を持って訓練を実施するのかお伺いします。

宮澤感染症対策センター感染症対策監 今年度の訓練は、関係機関のさらなる連携の強化を目標に、9月に実施したところです。

これまで行っていた入院までの手順の確認に加え、様々な症例ごとの対応が検討できるよう、模擬症例の件数を昨年度の約30件から100件に増やして、昨年度の訓練で意見のありました発熱外来と保健所の連携や回復後の転院調整の確認などについても実施したところです。

この結果、一連の手順についての確認ができたほか、参加者同士の新たなつながりが生まれ、顔の見える関係がより強化されたことから、目標は達成できたと考えています。

福井委員

新たな感染症が発生した際には、県をはじめ医療機関などの関係機関が連携して対応していくことが必要となるので、引き続き、福祉保健部だけでなく、様々な部局が主体、主役となって参加するような訓練の体制を通じて地域の連携体制を構築していただきたいと思い、質問を終わります。

質疑 高度政策推進局、産業政策部関係

（省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金による支援について）

飯島（力）委員 主要施策成果説明書の27ページ、企業等の経営体質強化への支援におけるマル5、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金による支援のうち、産業政策部所管の内容について幾つか伺います。

初めに、支援件数960件のうち、産業政策部所管の支援件数及び補助金交付額について伺います。

古屋産業政策課長 支援件数は730件となっていて、交付金の総額は13億9,353万円になっています。

内訳としては、省エネ設備は、656件に対して9億5,439万4,000円を交付し、再エネ設備に関しては、74件に対して4億3,913万6,000円を交付したところです。

飯島（力）委員 支援件数及び補助金の交付額について承知しました。

次に、補助事業者が省エネ・再エネ設備を導入したことによるエネルギーコストの削減効果について、県はどの程度把握しているのか伺います。

古屋産業政策課長 エネルギーコストの削減については、補助事業者が補助金申請時に、申請書にコストの削減見込み額を記入することになっています。この削減見込み額から試算したところ、支援件数730件に対して、コスト削減の総額は約35億円となります。この35億円については、年間のコスト削減額に導入した設備の耐用年数を掛けて計算したものです。

費用対効果としては、県の投資額である補助金の交付額が約14億円ですので、これに対して35億円のコスト削減が見込まれることから、投資額の約1.5倍、21億円の効果があるものと見込んでいます。

飯島（力）委員 県として事業の効果を十分に把握し、検証を行っていることが分かりました。

最後に、本事業を実施する中で、どのような課題があるのか、またその課題に対する今後の対応についてお伺いします。

古屋産業政策課長 まず、課題についてですが、特に小規模零細事業者からは、補助金書類の作成が大変負担が大きいという声をたくさんいただいていますので、これに対応するため、今年6月議会で議決をいただいた省エネ・再エネ補助金については、行政書士による申請代行に係る経費を補助対象として、事業者の負担軽減を図ることとしました。

飯島（力）委員 本補助金は多くの事業者にも活用されており、またエネルギーコスト削減の効果がある

ことから、大変重要な取組であると評価できます。引き続き適正に執行されることを期待しながら、私の質問は終わります。

（企業等の経営体質強化への支援について）

石原委員 主要施策説明書の27ページ、企業等の経営体質強化への支援について幾つかお伺いします。

初めに、中小企業のBCP策定に関する支援についてです。

近年、中小企業においては、地震や大雨などの自然災害やサイバー攻撃の突発的な事態への事前の備えとして、BCP策定が大変求められています。県は必要な支援を行っていることは十分私も承知しています。

そこでまず初めに、BCPセミナーの開催について、セミナーの具体的な内容についてお伺いします。

古屋産業政策課長 セミナーについては、県と商工団体などの共催で開催したもので、参加者は、BCP策定の必要性や策定の手法、あと災害時の資金調達の手法なども学びました。

なお、セミナーの講師は、県とBCP策定支援の協定を締結している損害保険会社が務めて、セミナー終了後、同社が企業のBCP策定完了までサポートをしているものです。

石原委員 私の地元、昭和町の商工会でも大変力を入れている事業です。

続いて、事業継続力強化計画を策定する企業への支援を行う中で、どのような課題があり、その課題について今後の取組についてお伺いします。

古屋産業政策課長 課題については、大規模災害やサイバー攻撃が起きた場合に、その影響がサプライチェーン全体に及ぶことが懸念されています。

そこで今年度からになりますが、サプライチェーンを持つ企業に対して、BCP策定の支援を始めていて、現在約90社のグループ企業がBCP策定に取り組んでいるところです。

石原委員 県からも担当の方が昭和の商工会に来ていただき、手厚くいろいろなサポートをいただいていますので、今後とも引き続きよろしくお願ひします。

次に、商工会と連携したDXの推進についてお伺いします。

中小企業が経営体制の強化を図る上で、DXによる生産性向上は大変重要であることは私も認識しています。一方で、特に小規模事業者からは、どのようにDXに取り組んでいいのかわからないといった声も多く聞かれます。このような中、県は商工会と連携したDXの取組を強化していることは私も十分理解しているところです。

そこで、商工団体と連携したDXセミナーについて、セミナーの具体的な内容についてお伺いします。

古屋産業政策課長 セミナーの内容についてですが、DXを導入したことにより、業務の効率化やコス

ト削減に成功した県内企業の紹介ですとか、実際に参加者にスマートフォンを使っていたら、DXに関するアンケートをセミナー当日に実施したものです。

また、SNSを活用して、販路開拓やプロモーションなどの手法を学び、デジタル技術の活用を実際に体感していただける内容にしました。

石原委員 最後に、経営指導員等によるDX導入支援について、支援内容と成果についてお伺いします。

古屋産業政策課長 まず、支援の内容ですが、DXに向けて、経営者の意識改革をはじめとして、課題の整理や対応策の提案、またDXの設備等を導入する際に要する資金調達の相談など多岐にわたる支援を行っているところです。

また、成果については、実際に製品の受注管理システムを導入した企業では、作業時間とコストが大幅に削減されました。その結果、従業員の賃上げにもつながっていると伺っております。

さらに今年9月になりますが、これまでの取組の成果や、それからDXに関する支援サービスを提供している企業を一堂に会して、それらを紹介するイベントを開催したところです。

石原委員 経営指導員のDXに関しては、本当に必要な事業だと思っていますので、引き続きよろしくお願ひします。

それから、中小企業におけるBCP策定やDXの導入は、経営体質強化に必要不可欠なので、商工団体と連携して県の取組は大変有効であると十分評価しています。引き続き、中小企業の方々の声に耳を傾け、経営対策強化の支援に取り組んでいただくことを期待して質問を終わります。

（医療機器関連産業の集積・振興について）

続いて、医療機器関連産業の集積・振興について、主要施策成果説明書26ページについて質問させていただきます。

私の地元でテルモの新工場が竣工し、創業に向け着々と準備が進んでいるところです。約500億円を超える大規模投資は、グローバルな需要拡大を見据えたものと承知しています。医療機器分野の成長性を象徴するものと言えるのではないかと思います。

そこで、この分野における企業参入の促進や取引拡大を図るメディカル・デバイス・コリドーの取組についてお伺いします。

まず、メディカル・デバイス・コリドー推進センターによる支援により、386件のマッチングを行い22件の成約に至ったとのことですが、センターでは具体的にどのような支援を行っているのかお伺いします。

小池成長産業推進課長 まずマッチングに当たっては、相手方のニーズに合う技術を持った企業を的確に紹介する必要がありますので、県内企業を熟知しているやまなし産業支援機構にこのセンターを設置しまして、きめ細かな伴走支援を行っています。

医療機器の製造においては、高度な品質管理ですとか専門的知識が要求されることから、センターにはこの分野に精通したコーディネーターを複数配置しています。

また、案件に応じて弁理士などの専門家派遣も可能とするなど、県内企業の幅広い相談ニーズに応じているところです。

石原委員 センターのきめ細かな支援により、さらなる取引拡大につながることを願っているところです。

さて、県内企業の取引拡大が進むにつれて、医療機器製造を行う高度な知識と技術を兼ね備えた人材が必要になることも考えられます。昨年度は、医療機器産業技術人材育成講座において、19名の修了者を輩出したとのことですが、この講座の内容や実績についてお伺いします。

小池成長産業推進課長 この講座は、医学と工学の連携に精通した教授陣を備えます山梨大学に委託して実施しています。

約10か月間で合計120時間にわたるこの講座では、医学とか法律あるいは品質管理や安全管理といった医療機器製造に必要な幅広い知識を習得していただきます。

講座の修了者は、医療機器総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件を満たすことができることとなっています。講座を開設いたしました平成27年度から昨年度末までの10年間で、197名の修了生を輩出しているところです。

石原委員 県内企業に多くの技術者が確保されていることは、本県の医療機器関連産業の大きな強みになるかと思えます。さらなる上積みを期待しています。

次に、冒頭申し上げたとおり、私の地元のテルモの投資はグローバル展開を見据えたものであると思っています。このように医療機器分野でさらなる取引拡大を図るためには、海外の市場も視野に入れた施策の展開が必要だと考えています。

そこで、米国展開に向けた伴走支援を行ったとのことですが、具体的な支援内容についてお伺いします。

小池成長産業推進課長 世界シェアの約5割を占める米国は、大変魅力的な市場です。一方で、米国に進出している県内企業はごく少数であることから、昨年度は米国進出の意欲ある企業に対しまして、米国独特の商流などについて学ぶセミナーの開催や米国での展示会出展に係る経費の補助、さらには米国のステークホルダーに向けたPR資料の作成支援などを行ったところです。

石原委員 米国への展開には、まだまだいろいろなハードルがあるかと思いますが、メディカル・デバイス・コリドー構想がグローバルに進展し、県内経済の活性化につながることを願って質問を終わります。

（県外向け広報について）

中村委員 歳入歳出決算報告書104ページ、県外向け広報についてお伺いします。

県外向け広報として、やまなし s t y l e の発行を令和6年度始めましたが、経緯や目的について伺います。

羽田高度政策推進局次長 県では「知られなければやっていないのと同じ」という合言葉で、県内に限らず県外、海外に向け、様々な情報発信に努めています。

こうした幅広い地域への情報発信の必要性については、議会でも御指摘をいただいているところであり、県外向け広報誌についても、県内各地の特色ある地域産業を厳選し、積極的に発信することとしました。

発行を通じて、本県の地域資源や先進的な施策を広く発信し、来県者や移住者の増加、さらには企業の県内進出へとつなげていくことを目的としています。

中村委員 読者からの反応や効果についてはいかがだったでしょうか。

羽田高度政策推進局次長 読者からは、「写真が豊富で見ていると楽しい」とか、「山梨の空気も感じられる冊子」といった声もいただいています。実際、本誌を持って県内を周遊されている方もおいでになっています。

また、取材先の飲食店からは「やまなし s t y l e を読んで来店したお客さんがいた」とか「問合せが増えた」といった反響もいただいています。

このように本県の魅力に触れた方々が、具体的な行動へと踏み出す契機となっている事例も確認されていて、成果が着実に実を結びつつあるものと認識しています。

中村委員 今後、やまなし s t y l e の効果をさらに高めるために、どのような取組をするか伺います。

羽田高度政策推進局次長 多言語による自動翻訳機能のサービスを活用することで、国内はもとより海外に向けても広く情報を発信する取組を進めています。

当初は、県外在住の子育て世代を主なターゲットとして想定していましたが、発行後は、県内の方や県外の富裕層なども含め幅広い層の方々にも手に取っていただいていることが分かっています。このため、現在配付しているバスタ新宿であるとか談合坂サービスエリアなどに加え、クルーズ船や旅館やホテルなどへの配置を検討しているところです。

また、今年度から新たに読者向けのアンケートを始めていて、読者の声も踏まえ、より訴求力の高い内容としていきたいと考えております。

中村委員 クルーズ船、楽しみにしています。

本県は、県外向け広報力が弱いとよく耳にしますが、今回の事業をぜひ引き続き積極的な広報をお願いし、質問を終わります。

（水素・燃料電池関連産業の集積・振興について）

引き続き、主要施策説明書26ページの水素・燃料電池関連産業の集積・振興につ

いてお伺いします。

本県では、水電解装置の開発・製造を手がけるカナデビアが新工場建設を決定しましたが、令和6年度に水素・燃料電池事業に新規で参入した企業や業種、さらには県の取組状況について御教示をお願いします。

小池成長産業推進課長 昨年度の新規参入企業数は31社です。その前年の新規参入企業数が10社であったことと比べると、大きく増加していると言えます。業種は製造業が大半です。

この分野への参入促進に向けては、やまなし産業支援機構に支援窓口を設置して、参入相談を含めて、専門人材が県内企業の相談に丁寧に応じているところです。

中村委員 山梨大学と連携して事業を取り組んでいるということですが、連携内容やその成果についても御教示をお願いします。

小池成長産業推進課長 県では山梨大学に委託して、水素・燃料電池技術人材養成講座を開設しているところです。

約半世紀も前から、この分野の先進的な研究を担ってきた山梨大学ならではの豊富な教授陣ですとかネットワークを活用して、水素・燃料電池の基礎から高压ガス保安法などの法令知識、さらには製品の試作開発に至るまで幅広く学ぶ機会を県内企業に提供しています。

昨年度の修了者数は24名ですが、講座を開設した平成28年度から9年間の累計で185名の修了者を輩出しているところです。

中村委員 ただいまの内容を踏まえて、国際水素・燃料電池展に出展したということですが、今回の目的と成果についても併せてお願いします。

小池成長産業推進課長 この展示会は、世界各国から約1,500社が出展して、約7万人が来場したという展示会です。この国際的な大規模展示会で、水素先進県である本県のプレゼンスを高めるとともに、県内企業の取引機会を創出することが狙いです。

県では、山梨県ブースを設置して、P2Gをはじめ本県の先進的な取組をPRし、また出展した県内企業は12社ありますが、それぞれ各社の強みを来場者にアピールしていました。

3日間の開催期間中に131件の商談が行われ、1件の成約につながっています。

また、60件近くの商談が継続中とのこともありますので、県内企業のビジネス展開に大きく寄与したのではないかと考えています。

中村委員 非常に成果が出ていると伺って本当に安心しました。

この夏の異常気象を鑑みれば、9月議会で知事が、世界的なエネルギーの展開への流れは後戻りすることはないと答弁をされましたが、本県が世界に先駆けて水素・燃料電池産業の振興をさらに進め、本県の経済の強靱化につなげていただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。

（やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想の推進について）

渡辺（大）委員 成果説明書の94ページの、やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想の推進について幾つか質問させていただきます。

まずは、受講者が207名となっていますが、この受講者の性別や年齢、勤めている企業など属性について伺います。

大森産業人材課長 性別や年齢については、数字を把握していない状況です。

また、207名のうち具体的な受講者については、中小企業経営者を中心とした経営マネジメント講座に48名、IoTシステムを構築しながら技術習得を目指す実践的なものづくり講座に17名、EX実践講座に53名、コミュニケーションに関する考え方、笑顔、挨拶、会話の糸口、共感などに関する実践的な手法などを学ぶコミュニケーション講座に53名、観光経営人材育成講座16名、生成AI体験講座18名となっています。

渡辺（大）委員 非常に幅広い分野に分かれていて、今必要とされるスキルが本当に幅広く網羅されていることが分かりました。

続いて、成果指標の達成状況130ページを見ると、利用者の満足度が高い一方で、令和8年度までに目標に対する利用者数の累計数が少なく感じますが、今後の展望について伺います。

大森産業人材課長 CUUは令和5年1月に3講座から開講を始めたところです。令和6年度には本格的に年間の講座運営を開始した初年度になります。認知度が十分に高まっていなかったことが、受講者が伸び悩んだ要因の一つであると認識をしているところです。18講座のうち、満員になった講座は1講座のみでした。

本年度は、業界団体や企業に向けたプッシュ型のアプローチを行い、CUUのPRを行ってきました。この成果もあり、19講座のうち14講座が満員となるなど、一定の成果を上げていると考えています。

講座はこれまで汎用性が高い内容が多かったため、企業や業界からの御意見を踏まえ、今後は講座内容の多様化や現場のニーズを反映した講座づくりを進め、受講者の一層の増加を図っていきたいと考えています。

渡辺（大）委員 答弁いただいたとおり、多くの企業の方がそれぞれニーズも異なっていたり、技術革新が起きるとそれによりニーズはどんどん変わって来たりすると思いますので、企業にヒアリングしていただいて、より有効な講座にしていきたいと思います。

物価高騰というのは、一度上がったものは収まることもないと思いますし、これからも上がり続けると思います。社員の方、また経営者の方がしっかりリスキリング、キャリアアップする中で、物価高に対応できる賃金の上昇を目指して引き続き、事業を続けていきたいと思います。

（パブリック・コミュニケーションの高度化について）

笠井委員

中村委員から先ほど、やまなし s t y l e についての質問がありました。私からは、主要施策成果説明書の209ページ、パブリック・コミュニケーションの高度化についてです。

こちらには、高度化の研修会が6回ほど開催されたと記されていますが、その対象や内容について伺います。

羽田高度政策推進局次長 パブリック・コミュニケーションを強化するために、最低限必要となる基礎知識を身につけ、自発的、積極的に行動できるよう、情報発信の要となる部局長、本庁所属長、各部局企画調整主幹を対象として実施しました。

研修内容としては、各階層に期待される役割に応じて、部局長向けにはパブリック・コミュニケーションの課題や目的について理解を深める内容、本庁所属長向けには高度化に向けた基礎知識や具体的なアクション、企画調整主幹向けには課題や目的に加え、高度化に必要な基礎知識を中心として実施しました。

笠井委員

その中で、この施策の実施において情報発信と併せたフィードバックの受信については、重視されていたかどうかを伺います。

羽田高度政策推進局次長 情報発信を一方向的なものせず、県民の皆様の御意見や反応を的確に把握するために、2種類の調査を実施しました。

一つは、広報誌などの情報発信手段について、記事の内容や広報媒体の活用状況を明らかにするため、県政アンケートを実施しました。

もう一つは、施策への理解や共感、行動の変化など、情報発信の結果として、県民の意識や行動の変化を深めるため、県民意識調査を実施しました。

これらのフィードバックは、コミュニケーション高度化のための重要な基礎資料として位置づけています。

笠井委員

令和5年度からの総合計画、4年計画の中の工程表を見ると、具体的な事業としてリアルタイムな双方向コミュニケーションを実施すると記されています。この点についての具体的な事業の概要や成果が、この成果説明書に載っていない点が若干物足りなく思いましたが、今のお話を伺って、県政アンケートや意識調査を実施されたということで、その点は了解しました。

ですが、SNSの発信、あるいは、よりリアルタイムの応答ということも重要になってくるのではないかと思います。令和6年度の報告が整理され、共有され、活用されてきたか、あるいはまたどのように具体的に活用が活かされたかというところを、よろしければお知らせください。

羽田高度政策推進局次長 調査結果については、広報内容の評価や県民意識の変化を把握するための資料として整理しています。その上で、事業の企画立案に活用するため、関係部局にも共有しているほか、情報伝達の手法や経路の強化に活用しています。

具体例としては、広報誌を情報源とする県民が多いことが明らかになったことから、広報誌の発行頻度を本年度から、年4回から毎月発行に頻度を増やしています。

また、報道を通じて情報を得る県民が多いことを踏まえて、情報量の充実を目的に、県政記者クラブへのプレスリリースに加えて、国の関係省庁の記者クラブへも情報提供を行うなど発信を強化しています。

笠井委員

ざっと資料を見ますと、例えば人口減少危機対策では、特設サイトやSNSプロモーション、ミーティングやワークショップ、相対の場、それに様々な分野におけるアンバサダーを任命してということ、それぞれの部局ごとに求める、発信する内容であるとか、求めるフィードバックが変わってくると思いますので、先ほど御答弁いただきました部局長以上の方とか、それぞれのポジションに合わせた高度化の研修をされているということ、ぜひとも県の事業がより県民、住民の方に、あるいは全国、海外の方に伝わるような発信をこれからも心がけていただきたいと思い、私の質問を終わります。

（航空宇宙防衛関連産業参入支援事業費について）

名取委員

航空宇宙防衛関連産業参入支援事業についてです。

住民福祉の増進を図ることを目的にする地方自治体で、兵器開発につながる防衛関連産業への参入支援は行うべきでなかったと考えます。県の所見を伺います。

小池成長産業推進課長

防衛関連分野は市場拡大が見込まれるとともに、本県の主要産業である機械電子産業とも親和性の高い分野です。県内企業の進出意欲も高いことから、県内企業の安定的な収益確保、ひいては、県内経済の強靱化につなげるべく支援しているところです。

名取委員

県は防衛関連産業への参入支援と言っていますが、日本の防衛のために使用される軍需品だけに限定されると言い切れるのでしょうか、認識を伺います。

小池成長産業推進課長

この防衛関連産業分野ですが、まず本県の企業の関わり方、どのような感じで参入支援をしていくかということから御説明させていただきたいと思います。

基本的には、いわゆるプライム企業といった航空宇宙防衛関連を広く扱う大企業に対する県内企業の部材供給での参入支援と考えています。

ですので、県内企業が供給した部材がどこに使用されるかということは、いわゆるプライム企業等の範疇になってくると思います。

名取委員

限定されると明言がありませんでした。今、国内生産されている軍需物資の多くは、アメリカ製のものを日本の企業が生産したり組み立てたりするライセンス生産となっており、さらにライセンス生産したパトリオットミサイルをアメリカへ輸出できるようにもなっています。

そしてアメリカは、それらと同じミサイルを他国へ実際に提供しており、県内企業が生産に関わった軍需品が他国で使用される可能性はないと言い切れません。こうしたことを検証した上で事業を行ったのか、認識を伺います。

小池成長産業推進課長 繰り返しとなりますが、この分野は市場拡大が見込まれる分野で、県内企業の高い進出意欲に応えるために、大手のプライム企業等へのいわゆる納品を促進するべく支援を行ったところです。

名取委員 県内企業の技術が世界の紛争や戦争に利用されることのないよう、兵器開発につながる産業支援はやめるべきです。

（パブリック・コミュニケーション高度化支援業務委託について）

飯島（修）委員 昨年の決算特別委員会と同様に、プロポーザル方式による契約について集中してお伺いしたいと思います。今年度は特に令和6年度末に山梨県公報による監査委員からのプロポーザル方式による契約について、様々な意見が載せられています。それに沿ってお伺いしたいと思います。

まずは、パブリック・コミュニケーション高度化支援業務委託について、意見書に1、2、3、4と番号を振って質問を掲げています。

まず、1番の審査員の構成について伺います。

羽田高度政策推進局次長 委員については、審査に必要な知識、経験として、メディアコミュニケーション論の観点、報道する側の観点、地域経営の観点から、委員5名のうち3名を外部から委嘱しています。

飯島（修）委員 続いて、仕様書の作成について伺います。

羽田高度政策推進局次長 公募要領において、企画提案書に記載された事項は、仕様書と合わせて契約時の仕様書として取り扱うと定めていて、事業者の企画提案内容を仕様書に適切に反映させた上で契約を締結しています。

飯島（修）委員 続けて、このプロポーザル契約は1者なのですね。公報でも指摘されていましたが、1者というのは特に公平性を期せるために、募集時の仕様書の内容を検討しようという指導がありますが、これについての対策はいかがでしょうか。

羽田高度政策推進局次長 募集要領において、これまでも競争性の確保を図る観点から、事業者が広く参加できる内容としてきました。引き続き行政監査の結果を踏まえながら必要な改善を適切に行い、より公正かつ透明性の高い執行に努めていきます。

飯島（修）委員 最後に、契約金額と提案書の予算上限額は同額なのですね。契約は6,540万円、上限額も6,540万ちょうどです。この50点の評価というのはどういう評価をしたのか、お伺いします。

羽田高度政策推進局次長 価格点は事前に県ホームページで公表している審査基準に基づいて、応募企業の提示金額のうち、最低額を提案した企業の提示金額で除して算出しています。今回の公募では応募が1者であったため、分母と分子が一緒となり、結果として満点の50点となったものです。

（山梨県メディアプロモート業務委託について）

飯島（修）委員 次の契約に行きます。同じ所管だと思いますが、山梨県メディアプロモート業務委託についてです。

質問も全く同じです。1番の審査委員の構成から、答弁をお願いします。

羽田高度政策推進局次長 先ほどの答弁と重複しますが、審査に必要な知識、経験として、メディアコミュニケーションの観点、報道する側の観点、地域づくりの観点から委員5名のうち3名を外部から委嘱しています。

飯島（修）委員 続けて2番の質問をしますので、お答え願います。

羽田高度政策推進局次長 こちらも先ほどと同じですが、公募要領において、企画提案書に記載された事項は、仕様書と合わせて契約時の仕様書として取り扱うと定めており、事業者の企画提案内容を仕様書に適切に反映させた上で契約を締結しています。

飯島（修）委員 同じような案件で同じように対応されたということが分かりました。

3番に移ります。価格点によると、受注したこの契約も株式会社ATOMだと思いますが、50点満点で38.5点、漏れたA社というのが50点です。このA社というのは、金額は幾らを提示したのでしょうか。

羽田高度政策推進局次長 提示金額については、提案事業者のノウハウの一部であり、山梨県情報公開条例第8条第2号の不公開情報に該当するため、回答は差し控させていただきます。

飯島（修）委員 回答に納得いきませんが、時間がないので、今回は次に移りたいと思います。

（「やまなし」ブランドプロモーション強化業務委託について）

次に、「やまなし」ブランドプロモーション強化業務委託について、これについても構成員についてお伺いします。

勝俣地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 本事業の事業者選定委員会を構成する委員は、本県の様々な地域資源やそれらを生かした地域振興施策、経営支援に関する見識を有するという観点から、5名の審査委員のうち過半数の3名を外部から委嘱しています。

飯島（修）委員 続けて、仕様書の作成についてはいかがでしょうか。

勝俣地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 本業務の公募要領において、企画提案書に記載された事項は公募時に県が作成した仕様書と併せて契約の仕様として扱うものとしており、事業者の企画提案内容を仕様書に適切に反映させた上で契約を締結しています。

飯島（修）委員 先ほどの2件の契約と全く同じと理解しました。

次に行きたいと思います。受託業者の評価項目のうち、実施体制とは具体的には何人なのかお伺いします。

勝俣地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 本事業では、専門的知見を有する主に5名のコンサルタントで構成されたチームから支援を受けています。

飯島（修）委員 続いて、過去の実績・類似する業務の経験、専門知識とは具体的にどのようなものを言うのでしょうか。

勝俣地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 この受託事業者は、民間企業におけるブランド戦略の実行支援業務や組織内でプロジェクトを円滑に進めるためのいわゆるPMO支援業務などの業務経験があり、マーケティングやブランディングに関する専門知識を有しています。

（公募型プロポーザル方式による県有地の売り払い（旧リニア見学センターバス待機所）について）

飯島（修）委員 次に、公募型プロポーザル方式による県有地の売り払い、旧リニア見学センターバス待機所について、私が9月の定例会での一般質問でも行いましたが、今回は決算特別委員会ということで、また同じように審査員の構成からお伺いします。

小池成長産業推進課長 外部委員1名含めた5名の審査委員会により審査を実施しました。

飯島（修）委員 続いて、同様に仕様書の作成についてお伺いします。

小池成長産業推進課長 本件土地は工業団地に隣接しています。さらに高速道路や幹線道路へのアクセスも良好という観点から、産業用地としての活用が適切と考え、価格の確保と有効な土地活用の双方を把握できるプロポーザル方式を採用しています。

このため契約書の12条において、事業者の提案書に記載された内容の遵守を明記していて、産業用地としての活用を義務づけているところです。

飯島（修）委員 次に行きたいと思います。これも先ほどの株式会社ATOMの一つの契約と同じように1者のみなのですね。その指摘によると、より仕様書の内容を検討すべきだとありますが、その対応はいかがだったでしょうか。

小池成長産業推進課長 より多くの事業者から企画提案をいただけるよう公募時の実施要領に本県の

企業誘致に対する考え方ですとか、当該土地の立地環境に鑑みて製造業や物流業の立地を目指すことなど、公募型プロポーザルによる売却の趣旨を明記しています。

また、公告日から企画提案書の提出期限まで32日間取り、十分な周知期間も確保しています。

飯島（修）委員 次に行きます。この土地は本会議でも申し上げたように3分割して売却しているので、1回目は令和元年、そしてこの決算特別委員会の案件は当然令和6年、それで令和7年に3回目やっています。全く同じ業者に売却していますね。

だから、この4番目の質問、同社への売却を目的としたように見えますが、どのように考えますか。

小池成長産業推進課長 この土地は、先ほど申し上げた産業用地としての活用が適当な土地との考え方から、リニア見学センターのバス待機所として不要とされ、すなわち行政財産としての用途廃止が行われる都度、その部分を公募により売却したものですので、特定企業への売却を想定したものではありません。

ちなみに、3分割されたというお話もありましたが、この令和6年度に売却した後の土地は、ほぼ長方形の形状で約1,800平米ある土地です。この1,800平米という面積の規模感ですが、例えば国の工場立地動向調査では1,000平米以上の用地が対象となっていますので、工場用地として十分な広さを備えたものと認識しています。

飯島（修）委員 いろいろな原因があるということが分かりました。

最後に、本会議でも伺いましたが、この売却した土地は、令和元年からリニア見学センターのバス待機所として使っていたと思います。

この県有地の売却については、県有未利用地売却要綱というものがあります。その第2条によると、売却する土地は、県有未利用地のうち、将来にわたって県の施策に供する見込みのない土地とされており、これは全然該当しないと思いますが見解を伺います。

小池成長産業推進課長 繰り返しとなりますが、この土地はリニア見学センターのバス待機所として不要とされて、行政財産の用途廃止を行った部分について売却を行っていたものですので、いわゆる行政財産に供する見込みのない土地と理解しています。

飯島（修）委員 いろいろ御答弁ありがとうございました。納得がいかないこともありますが、今日はここで終わりたいと思います。

質疑 警察本部関係

（道路標示等について）

寺田委員 審査意見書に基づき、道路標示等について質問させていただきます。同様の趣旨の質問を、県土整備部に対しても先般行ったので、簡潔に質問していきたいと思っております。

まず、令和6年度決算において、県警察管理の横断歩道等の道路標示の修繕等に使わ

れた決算額を、項目名と併せてお伺いします。

戸澤交通規制課長 令和6年度における道路標示の整備に関する決算額については、合計1億3,639万624円となります。

内訳については、交通安全施設整備費として、道路標示の工事請負費1億2,404万8,100円、交通安全施設維持管理費として、道路標示補修業務委託料1,234万2,524円となります。

寺田委員 令和6年度には1億3,600万円ほどの額の事業が行われたということですが、民間企業が全国調査した標識など道路附属物の老朽化認知アンケートで、本県が全国ワースト3位という報道等があったと承知していますが、それをどう県警察として受け止めているのかお伺いします。

戸澤交通規制課長 本年4月に民間企業が全国調査したアンケート結果に基づく報道があったことは承知しています。道路標示の摩耗箇所については、日常の警察活動における点検のほか、道路管理者や県民の皆様から寄せられる御意見、御要望等を通じて把握しています。

道路標示は、交通法規の遵守と交通事故の防止を図る上で極めて重要な施設であることから、本アンケート結果等を踏まえ、更新が必要な箇所については、優先順位を付して可能な限り速やかな補修に努めていきたいと考えています。

寺田委員 そういった県民の意識やイメージがあるというところですが、令和6年度において、実際の老朽化・修繕の必要性などについて、県はどの程度把握をしているのか、また早急に対応が必要な道路標示はどの程度あり、どれほど費用がかかるのか、御見解をお伺いします。

戸澤交通規制課長 本年9月末現在において、補修が必要な警察が管理する道路標示は、横断歩道、一時停止、黄色実線、合わせて278か所となり、これら全てを更新する場合、概算で、約6,200万円の費用を要する見込みとなります。

寺田委員 緊急に必要なものは6,200万円、そして日々老朽化も進んで、新たな老朽箇所も発見されていくというところですね。令和6年度は1億3,600万円ほどの予算をつけて、順次改修していただいています。道路標示は、県民の安全・安心、交通ルール厳守の推進のために欠くことはできないものです。日々の老朽化と修繕のサイクルは、適切な予算と事業実施がなくては達成できず、問題は一向に解決されないということもあります。

当然、警察関連では、こういった交通だけではなくて様々必要な事業、対策があると思いますが、道路標示等の整備についても、さらに推進していただきたいと思います。令和6年度を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、最後に御所見を伺って質問を終わります。

戸澤交通規制課長 県警察では、道路管理者と連携を図りながら、パトロールや日常の警察活動等を通じて道路標示の状況を把握するとともに、摩耗等がある箇所については、通学路等の交通環境や交通量等も踏まえながら、優先順位を付して順次補修整備を進めています。

道路標示は、交通の安全と円滑とともに、悲惨な交通事故をなくすために重要なものであることから、安全で快適な交通環境を実現するため、事業計画の不断の見直しや予算の確保に引き続き努めていきたいと考えています。

（治安・交通安全対策について）

福井委員 治安・交通安全対策について幾つかお尋ねします。

まず、サイバー犯罪対策の、決算に計上されたサイバーセキュリティ対策費について、具体的にどのような人材育成や技術インフラ整備に充てられたのか、その概要を伺います。

乙黒サイバー犯罪対策課長 県警察では、サイバー対処能力の向上を図るため、個々の警察職員の能力向上に努めているところです。

具体的には、全職員を対象としたeラーニングを実施するとともに、研修会等を開催し、職員の能力向上を図っています。

また、民間企業への研修のほか、各警察署等から選抜された職員に対する、より専門的な研修等により、高度な専門知識を持った捜査員の育成にも取り組んでいます。

次に、技術インフラである資機材の整備についてですが、各警察署等にサイバー犯罪解析用パソコンのほか、スマートフォン等の解析を行うための解析装置を設置しています。

福井委員 次に、県民や中小企業への啓発活動について、各種セミナーやSNS、メールによる情報発信はどのように実施されているのか伺います。

乙黒サイバー犯罪対策課長 県警察では、県民のサイバー空間の安全を守るため、サイバー犯罪の実態や具体的な被害防止対策について、県警察のホームページやXといったSNS等を通じた情報発信をはじめとする広報啓発活動を行っています。

また、企業向けにも、産学官連携を目的とした協議会において、情報共有を図るとともに、各警察署単位で企業管理者を対象として開催している情報共有会議の場において、被害防止対策のための講義などを行っています。

福井委員 では、その結果、サイバー犯罪の相談件数や検挙件数はどのように推移しているのか、定量的な指標を基に実効性について伺います。

乙黒サイバー犯罪対策課長 当県のサイバー犯罪の相談件数については、令和5年中が969件であったのに対して、令和6年中は877件と92件減少しています。

また、サイバー犯罪の検挙件数についても、令和5年中が105件であったのに対して、令和6年中は84件と21件減少しています。

一方で、全国の相談件数は高い水準で推移しているとともに、検挙件数は年々増加しており、サイバー犯罪は県境、国境を越えて発生する特徴があることから、当県における取組と件数のみをもって、その実効性を直ちに判断することは困難です。

県警察としては、引き続きサイバー情勢を的確に捉え、警察組織全体のサイバー犯罪の対処能力の向上に努め、県民のサイバー空間の安全・安心の確保に万全を期していきます。

福井委員 減少しているということで喜ばしいことではありますが、引き続き対策の強化をお願いします。

次に、交番駐在所の整備と警察官の士気向上について、交番・駐在所の改修・整備費は、老朽化対策に加え、地域住民が利用しやすい環境整備にどのように寄与したのかを伺います。

手塚会計課長 交番・駐在所は、現在県内に135か所設置しています。このうち、築30年以上経過したものが全体の約45%となっていて、これらの交番・駐在所を維持していくため、必要に応じて建て替え、改修を行っています。

建て替えなどに当たって、地域住民の方々の安全・安心のよりどころとして、最適な建て替え場所の選定、分かりやすい案内看板の設置、来訪者用の駐車場の整備、段差解消のためのスロープや点字ブロックなどのバリアフリー化、地域の景観に配慮したデザイン設計など、誰もが利用しやすい環境整備に配慮しています。

福井委員 全体の半数ほどが築30年ということですので、引き続き計画的な整備をお願いしたいと思います。

その第一線の現場で日々勤務している警察官の士気向上対策も非常に重要です。令和6年度に具体的にどのような取組を行ったのか伺います。

三浦警務部参事官 県警察では士気向上対策として、職員一人一人が警察の職務を自覚し、職務倫理を保持し、誇りと使命感を醸成するための各種の教養、訓練を行っています。

また、柔道、剣道、逮捕術などの警察官に必要な術科の訓練を通じて、精強な警察官を育成するとともに、各所属対抗の術科大会の実施等により、所属の連帯感の醸成を図っています。

さらに、凶悪重大な事件の検挙や長年にわたり地域の治安維持に貢献したなど、顕在的、潜在的な実績や功績を評価して本部長表彰などを行っています。

そのほか、業務の合理化、効率化の推進、男性の育児休暇を含めた休暇の取得推進、時短勤務や時差出勤などの推奨など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を行っています。

今後も、安全・安心な山梨の実現につながるよう、積極的かつ効果的に警察職員の士気向上対策を推進していきます。

福井委員 ぜひやりがいを持って働き続けられる警察の体制を整えていただきたいと思います。

次に、信号機の設置・機能強化と費用対効果について伺います。

信号機の設置や機能強化について、令和6年度決算において具体的な決算額と、その執行によって新規に設置または機能強化された信号機の数について伺います。

戸澤交通規制課長 令和6年度の交通安全施設整備における信号機に関する事業費の決算額については8億5,591万円となります。そのうち、信号機の新設・機能付加等に要した費用については4,716万6,000円であり、その数は、新設のほか時差式、右折矢印、視覚障害者付加装置を合わせて7基となります。

福井委員 では、新規に設置または機能強化された信号機について、その前後での交通事故件数の変化を示す具体的な費用対効果の検証結果について伺います。

戸澤交通規制課長 令和6年度に新設した信号機交差点内で発生 of 交通事故件数について、設置前1年間と設置後で比較したところ、暫定値ではありますが、発生件数が増加した箇所はありませんでした。

特に、事故防止対策として、令和6年12月に新設した甲府市大里地内の大里大橋西交差点については、設置前は、けがのない物件事故が暫定値で5件発生していたところ、設置後については、本年10月末現在、交通事故の発生はありません。

また、通学路の安全、事故防止、渋滞等の対策として機能付加した箇所につきましては、けがのある交通事故の発生はなく、渋滞緩和も図られたことから一定の効果があつたものと考えています。

福井委員 効果が大変現れているということで、私もうれしく思います。

新設後、1交差点当たりの年間維持管理費というのはどのくらいなのでしょう、教えてください。

戸澤交通規制課長 1交差点にかかる年間維持管理費は、交差点の大小によって差はありますが、専門業者の保守に要する委託料や電気料などとして、年間約7万500円となります。

福井委員 新規設置の判断基準と住民の安全意識への対応を、どう両立させるのか伺います。

戸澤交通規制課長 信号機の設置基準については、警察庁による全国統一の信号機設置の指針において、交通量、隣接する信号機との距離、車道の幅員等の条件が定められており、これらを踏まえ、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要な性の高い場所を選定しています。

しかしながら、設置要望箇所の中には、それらの条件を満たさず、例えば信号柱を立てたり歩行者が横断待ちをしたりするスペースがない場合など、直ちに設置することが困難な箇所もあります。こうした要望箇所については、道路管理者に対して道路拡幅を要請するほか、地域住民の方々の意見を丁寧に聞かさせていただきながら、その他の安全対策を講じるなど、引き続き交通の安全と円滑が図られるよう努めていきます。

福井委員 交通事故ゼロを目指した信号機等の設置の対策・費用対効果を厳しく検証しながら推進することをお願いして、質問を終わります。

質疑 農政部、出納局、企業局関係

（農畜水産業の人材の確保・育成について）

飯島（力）委員 主要施策成果説明書の98ページ、農畜水産業の人材の確保・育成について幾つかお伺いします。

全国的に新規就農者数が減少傾向にある中、本県の令和6年度の新規就農者数は341人と、9年連続で300人を超えたとのことですが、私の地元山梨市でもブドウの畑で作業にいそしむ新規就農者の姿を目の当たりにします。その意欲あふれる姿を見るたびに、地域農業の未来に希望を感じ、大変心強く思っています。

そこでまず、令和6年度の本県の新規就農者数の341人の経営別の内訳などの傾向について伺います。

野呂瀬担い手・農地対策課長 令和6年度の新規就農者のうち147人が新規自営就農者であり、その約6割が農家以外の出身で新たに農業経営を始めた方です。

また、経営類型別では、約7割が果樹での就農となっていて、年齢別には、40代以下の新規就農者が約7割を占めています。

飯島（力）委員 新規就農者の状況について承知しました。

次に、今後も新規就農者を着実に確保していくためには、栽培技術や経営のノウハウを学ぶための就農前の研修も重要であると考えています。研修期間中の研修生に対して資金を助成する制度に就農準備資金がありますが、令和6年度に活用された人数などの実績について伺います。

野呂瀬担い手・農地対策課長 就農準備資金は、就農に向けた研修期間中の研修生を年間150万円、最長2年間支援する国補事業です。令和6年度は18名に交付しています。

18名のうち、県立農林大学校の学生を除く14名は、本県独自の研修制度である、やまなしあぐりゼミナールを受講していて、篤農家の下で実践的な技術の習得や専門講師から農業経営についての研修を受けています。

飯島（力）委員 就農準備資金や研修期間を活用し、就農に向けた準備が順調に進んでいるものと承知しました。

就農後においては、安定した農業経営を早期に確立できるよう継続的な支援が必要であると考えています。

そこで、研修を終えて就農する際に助成される経営開始資金及び就農後の機械や施設等の導入を支援する経営発展支援事業の令和6年度の実績について伺います。

野呂瀬担い手・農地対策課長 経営開始資金は、新たに農業経営を開始する49歳以下の認定新規就農者を年間150万円、最長3年間支援する国補事業です。令和6年度は94名に交付しています。

経営発展支援事業は、就農後の経営発展のために機械や施設等の導入を支援する国補事業です。令和6年度は、4人に交付し、スピードスプレーヤーや乗用草刈り機などの導入に活用されています。

飯島（力）委員 資金もしっかりと活用され、本県独自の研修制度の下で学ばれているとのことですが、こうした研修を終え、就農した方々が地域にしっかりと根づき農業を営んでいくことが重要と考えています。

そこで最後に、新規就農者の確保、その後の定着まで一貫した今後の取組について伺います。

野呂瀬担い手・農地対策課長 本年9月までに、県、市町村、JA等で構成する新規就農者定着支援地域協議会を県下4地域で設立しました。この協議会では、新規就農者の技術習得に加え、規模拡大に必要な農地、機械、施設等の情報収集やマッチングを進めていきます。こうした協議会の取組を通じて、新規就農者のさらなる確保と就農後の着実な定着につなげていきます。

飯島（力）委員 地域ぐるみで新規就農者をサポートする地域協議会の取組が新規就農者の確保と定着につながることを期待しながら、次の質問に移ります。

（農業生産基盤の整備の推進について）

主要施策成果説明書の31ページ、マル5農業生産基盤の整備の推進について幾つか伺います。

本県では私の地元である峡東地域をはじめ、古くから盆地特有の地形を巧みに活用し、ブドウ、桃、スモモなどの果樹栽培が盛んな一大産地として発展してきました。今後も本県が日本一の果樹産地として維持・発展していくためには、その礎となる農業生産基盤の整備を着実に推進する必要があると考えます。

そこでまず、果樹産地の基盤整備について、どのように整備を実施しているのか伺います。

原田耕地課長 県では、やまなし農業基本計画に基づき、年間100ヘクタールの基盤整備を目標に掲げ計画的に整備を進めており、令和6年度についても目標を達成することができました。

整備に当たりましては、生産性の高い果樹園に再編するべく、圃場の区画の拡大や傾斜の緩和などの整備を積極的に進めています。

飯島（力）委員 説明いただいた現在の整備の状況については理解しました。その中でも特に、私の住む山梨市は県内有数の果樹産地ですが、山梨市において具体的にどのような成果があつ

たか伺います。

原田耕地課長 山梨市内では、令和6年度は畑地帯総合整備事業岩手地区や日下部地区など計9つの地区で、圃場や農道、水路などの生産基盤の整備を実施しました。こうした地域では、生産コスト削減が図られ、農地の集積・集約化や新たな担い手の確保が進んでいます。具体的には、地元の農業法人の経営規模の拡大、県内ワイナリーの自社農園の拡大、地域就農者の参入につながったところです。

飯島（力）委員 基盤整備が着実に進められていることは確認できました。今後も地域ニーズに即した整備を円滑に進めていただきたいと思います。最後に、果樹産地のさらなる発展に向けて、今後どのように取組を進めていくのか伺います。

原田耕地課長 県では、これまでも地域と話し合いを重ね、きめ細かな基盤整備を計画的に進めてきました。一方で、地域によっては規模拡大を目指す新規就農者のニーズには十分応えられていないといった課題もあります。このため、地域との話し合い等で、農地の集積・集約を促す基盤整備モデルの提案を行い、担い手に生産条件のよい農地を確実に提供できるよう努めていきます。

飯島（力）委員 農業生産基盤の産業の推進は、将来を見据えた農地の有効活用を図る上でも極めて重要であると考えています。今後も積極的な事業推進をお願いし、私の質問は終わります。

（農泊の推進について）

久嶋委員 主要施策成果説明書176ページ、高付加価値型の観光産業への進化の促進について幾つかお伺いをします。農泊の取組は全国的に広がりを見せており、本県でも昨年度の宿泊者数は1万3,300人に達するなど、着実に成果が現れていると承知をしています。初めに、本県において、どのくらいの事業者が農泊に取り組んできたのかお伺いします。

佐々木農村振興課長 県では、令和元年度から農泊の取組を希望する農家等に対して、セミナーの開催などを通じて、持続可能で魅力ある農泊プログラムの開発を支援してきました。これらの支援により、地域資源を生かした農泊プログラムの開発が進められ、令和6年度までに31の事業者が農泊に取り組んできました。

久嶋委員 今後も農泊に取り組む事業者は増加していくものと思われませんが、他地域との差別化が重要であると考えます。そこで、本県がこれまでにどのような観点から差別化を図ってきたのかお伺いします。

佐々木農村振興課長 県では、付加価値の高い農泊を提供するため、農作業のストレス軽減効果に着目

し、ストレス緩和を促すリフレッシュ農泊を進めてきました。

この取組では、専門家の協力により、軽度な農作業を組み入れたモデルツアーを実施し、作業後のストレス軽減効果を確認しました。作業後には、ストレス指標の低下が確認され、リフレッシュ効果が確認できたと参加した企業の方々から好評を得たところで

久嶋委員 他地域と差別化したリフレッシュ農泊に取り組んできたとのことですが、これまでの取組を踏まえ、今後どのように農泊の推進に取り組んでいくのか伺います。

佐々木農村振興課長 これまでの取組の中で、利用者から体験メニューの多様化や受入れ人数の拡大を求めるニーズがありました。こうしたニーズに対応するため、宿泊施設と体験メニューの相互補完や連泊・分散型の宿泊など安定した受入れ体制の構築を図るべく、複数の事業者が連携する取組を支援していきます。

また、これまでモデルツアーに参加した企業を中心に県内の農泊について広く周知し、リフレッシュ農泊の認知度向上と利用拡大を図っていきます。

久嶋委員 リフレッシュ農泊という本県ならではの魅力の提供が、宿泊者数の増加につながっていると認識しました。本県の農泊がさらに広く周知され、多くの利用者が訪れることで、地域の活性化と所得向上につながることを心より期待し、今後の取組を力強く応援したいと思います。

（富士の介の生産振興について）

次の質問に移ります。主要施策成果説明書、総合計画実施状況報告書177ページの富士の介の生産振興について幾つか伺います。

私の地元である富士・東部地域は、アユ釣りや溪流釣りの名所として知られるとともに、富士山の伏流水などの名水を生かした富士の介の養殖が盛んに行われている主産地でもあります。実際に上野原市内の民宿では、富士の介を自ら養殖し宿泊客に提供しており、その取組が全国放送のテレビ番組でも取り上げられるなど、地域の魅力を高める重要な観光・食文化コンテンツとしての可能性を秘めていると感じています。

初めに、富士の介の現在の生産状況について伺います。

對木食糧花き水産課長 富士の介は、現在11軒の養殖業者が生産を行っています。令和6年度の生産実績は52トンとなっています。近年は県内外を問わず需要が拡大しており、生産がそれに追いついていない状況です。県総合計画においては、令和8年度の生産量の目標値を80トンとしており、現在さらなる生産拡大に取り組んでいるところです。

久嶋委員 現在は52トンとのことですが、ここ数年、生産量が増加していない原因について、どのように分析されているのかをお聞かせください。

對木食糧花き水産課長 富士の介の増産には、資材などのコスト上昇により新規参入時の初期費用や既

存施設の改修に係る費用負担が課題となっています。

また、ニジマスの需要が非常に高く、ニジマスの価格が上昇していることに加え、ニジマスは富士の介より養殖期間が短いことから、富士の介への魚種の転換が進んでいないことも原因の一つと上げられます。

久嶋委員 では、この課題に対応するためには、生産基盤の強化による生産性の向上と、認知度の向上によるブランド力の強化が不可欠であると考えます。

そこで、富士の介の生産拡大に向けて、県としてどのような取組を行っているのか、具体的な施策や支援の内容についてお伺いします。

對木食糧花き水産課長 富士の介の生産拡大に向けて、既存の養殖業者や新たに富士の介の生産を行う業者に対して、養殖池の新規整備改修、附帯設備の導入などに補助を実施しているところ です。

また、生産効率の向上のために、約100グラムまで育てた中間種苗を供給することで養殖期間を1年短縮して、生産コストの低減を図っているところ です。

あわせて、県産食材のPRイベントなどにおいて、富士の介の魅力を発信して、認知度向上とブランド化を推進しているところ です。

久嶋委員 富士の介は、山梨県の魅力を発信する上で非常に重要な品目であると改めて認識をしました。今後も、生産、流通、販売面を一体的に捉えた施策を積極的に推進していただき、県の内水面漁業のさらなる振興とともに、山梨の魅力を広く発信するコンテンツとして大切に育てていただきたいと思います。

（県産果実の輸出拡大に向けた取組について）

中村委員 初めに、参考資料括弧3のファイル、令和6年山梨県産果実の輸出実績について質問させていただきます。

令和6年の海外輸出実績によると、香港、台湾等の主要な輸出相手国を中心に輸出額が増加しました。これは過去最高ということで、その中としてデジタルとリアルを組み合わせ合わせたプロモーションを実施したということですが、具体的な取組内容についてお伺いします。

柳澤販売・輸出支援課長 まず、デジタルプロモーションでは、県公式SNSを活用し、香港や台湾など7か国2地域において、県産果実のフェアやブランド価値の向上につながる情報を発信したところ です。インフルエンサーを活用した他国産シャインマスカットの食べ比べ動画は大変大きな反響を呼び、県産果実のおいしさを改めて訴求するとともに、他国産との差別化が図られたところ です。

また、リアルプロモーションについては、果実の流通時期に合わせ、JA等で構成される山梨県果実輸出促進協議会と連携し、現地小売店等において、桃、ブドウ、スモモの販売促進イベントを4か国2地域で延べ18回実施しました。

また、新たな取組として、シンガポールの高級パティスリーにおいて、県産果実を使

用したスイーツを販売し、新たな消費者層の獲得を図ったところです。

中村委員 インフルエンサーの活用というところでは、海外に7か国というところですが、積極的に新しい情報発信も進めていただければと思います。

次に、海外への果実輸出については、相手国との植物検疫条件の設定などの課題があると聞きしています。これらに対応するため、国への要望活動の状況や検疫条件の設定に関わる協議の進捗状況などお伺いします。

柳澤販売・輸出支援課長 巨大市場の中国や経済成長が著しいベトナム等のアジア地域については、今後大きな需要が見込まれることから、ブドウ、桃、スモモの輸出先拡大に向け、検疫条件の設定を国に対し要望しているところです。

また、9月25日には、知事が直接、農林水産大臣に対し、新規輸出国の拡大やベトナム等との輸出条件の整備を一層加速化することなどを強く要請したところです。

国が公表している2国間の協議の状況によると、現在、中国向けの桃とベトナム向けの桃、ブドウについては、相手国の病害虫リスク評価が実施されている段階です。

また、中国向けのブドウについては、病害虫リスク評価の次の段階である検疫条件の協議が進められているところです。

中村委員 検疫については国によって大分開きがあるということで、私もいろいろ勉強させていただいていますが、知事が積極的に海外市場へと取り組んでいただいていますので、皆様の御尽力を期待させていただきます。

最後になりますが、今後の気候変動や人口減少などの影響により、国内市場の縮小が見込まれ、生産量の減少が懸念されています。こうした状況の中で、さらなる輸出拡大に向け、どのような対応を考えているのか、お伺いします。

柳澤販売・輸出支援課長 県では、さらなる県産果実の輸出拡大に向けて、生産・流通・販売の三位一体の高度化に取り組んでいるところです。

まず、生産面では、オリジナル品種の早期産地化により、海外の消費者に喜ばれる高品質な果実の安定供給を図っていくこととしています。

また、流通面においては、今年度から国内初となるブドウの選果機の実証に取り組んでおり、高品質なシャインマスカットの輸出を目指していくこととしています。

また、販売面については、果実の流通期に、デジタルとリアルを効果的に組み合わせたプロモーションを海外で積極的に展開し、その魅力を広く発信していくこととしています。

こうした高品質な県産果実の輸出により、海外市場での山梨の信頼を高めるとともに、ベトナムなど新たなマーケットの開拓に積極的に取り組んでいくこととしています。

中村委員 特に良質で高付加価値な県産果実、私としては桃の積極的な輸出を本県としても進めていただければと思います。日本一の農業振興を目指し、本県が引き続き農業振興に皆様の力で進められるよう御尽力をお願いして、質問を終わります。

（住友ゴム工業（株）ワンパックP2Gシステム実証開始について）

続いて、参考資料の企業の括弧1ファイル、住友ゴム工業株式会社ワンパックP2Gシステムの実証開始についてお伺いします。

令和6年5月27日に、グリーン水素による脱炭素化等に関わる基本合意書を住友ゴム工業株式会社と締結し、タイヤ製造に生かすため、ワンパックP2Gシステムの第2号機を同社白河工場へ設置したとお伺いしました。締結に至るまでの経緯をお伺いします。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 県は、令和3年度から比較的規模の小さい熱需要を有する工場に、簡単に設置可能なワンパックP2Gシステムの開発を民間企業と進めてきました。

この開発したシステムの実証先として、既に水素ボイラーや配達水素の受入れ設備を整備し、工場の脱炭素化を目指している住友ゴム工業へ協力を求めたことが経緯です。

同社工場へのP2Gシステム導入とグリーン水素活用による水素エネルギー社会の構築に相互で連携して取り組んでいくことに合意したため、締結に至ったものです。

中村委員 水素の活用については、いろいろな取組があるかと思いますが、今回の住友ゴムについては、積極的にまた進めていただければと思います。

住友ゴム白河工場に設置した水素製造装置の能力や効果などについて、どのような状況かお伺いします。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 住友ゴム白河工場に導入したP2Gシステムは、1時間当たり約120ノルマル立米の水素製造能力を有しています。

このシステムを24時間稼働させることで、年間最大約100トンの水素製造が可能となり、輸送を含めた工場のサプライチェーン全体で、年間約1,000トンのCO₂排出量削減につながる見込みです。

中村委員 効率的で効果的な事業だと承知しました。

今回の実証に伴って、本県に期待される経済波及効果や今後の見通しについてもお伺いします。

渡邊新エネルギーシステム推進課長 住友ゴム工業では、グリーン水素を活用したタイヤ製造のノウハウを蓄積して、将来的には国内外の工場への展開も視野に入れていきます。

また、このワンパックP2Gシステムの中核部品である水電解スタックは、都留市に工場を建設することが決まっているカナデビアが製造しています。導入拡大によって、県内中小企業との取引の拡大、雇用の創出等が期待されます。

中村委員 本県の経済の発展はもちろん、脱炭素に後ろ向きな米国トランプ政権や水素社会への配慮に逆風も感じられる昨今ではありますが、世界に先駆けて水素・燃料電池関連産業の集積・振興をさらに進めていただき、県内の経済の強靱化、脱炭素化にぜひ積極的に

取り組んでいただくことをお願いし、私からの質問を終わります。

（令和6年農業生産額及び水産生産額の実績について）

流石副委員長 中村委員と少し重複する質問になってしまうかもしれませんが、中村委員は桃の話だったと思いますが、私はブドウの話をさせていただこうと思っています。令和6年農業生産額及び水産業生産額の実績についてお伺いします。

参考資料の中にあります農政部1のファイル、令和6年農業生産額及び水産業生産額の実績についてお伺いします。

皆さんから頂いた表によると、果実が非常に伸びているなどと思います。

先般8月には、生産額の実績を発表しました。33年ぶりに生産額1,200億円を更新したというすばらしい発表がありました。改めて、農業はまさにこの山梨県の主力産業であると私は思っています。農業従事者の誇りを皆さんにも持っていただきたいです。日本でも一番だという地域になっていただきたいと私は思っています。それに関して何点か質問いたします。

まず、本県の農業生産額のこれまでの推移として、どのような状況をたどってきたのかお伺いします。

岩淵農政総務課長 委員御指摘のとおり令和6年においては、平成3年以来、実に33年ぶりに本県の農業生産額が1,200億円を突破しました。

平成3年以降、平成12年までの10年間は1,000億円台を維持してきましたが、平成13年を境に減少に転じてからは、平成28年までの16年間900億円前後で推移してきました。その後、平成29年に再び1,000億円を超え、令和3年から令和5年の間は1,100億円以上で推移し、上昇基調をたどっています。

流石副委員長 平成13年から16年間少し下降気味だということもお聞きしましたが、それ以降は徐々に上がってきているということです。原因は何かと考えると、やはり桃、ブドウ、いろいろな果物の生産もあるだろうとは思いますが、この数年1,000億円台を超える額で推移しており、前年よりも令和6年は約72億円増加しています。この要因はどのように見えますか。

岩淵農政総務課長 前年と比べ、果実が約58億円の増、野菜が約8億円の増、米が約10億円の増となったことが増加要因となっています。特に果実の生産額は769億8,200万円となり、調査を開始した昭和29年以降、過去最高額を記録し、まさに果実が全体を牽引している状況です。

果実の増加要因は、本県の主要品目である桃やブドウの販売単価が上昇したこと、また、ブドウの生産量が増加したことが好結果につながったものと分析しています。

流石副委員長 やはりブドウの生産額が要因だということをお聞きしたのですが、以前は巨峰とか、甲州ブドウとかいろいろあり、紫色の大きい巨峰がウエイトを占めていたという記憶がありますが、それ以外のブドウで生産額を占めているブドウはありますか。

岩淵農政総務課長 果実の生産額のうち、農業生産額を押し上げている大きな要因となっているのがシャインマスカットのウエイトです。本県のシャインマスカットの栽培面積は約700ヘクタールであり、10年前から約9倍増加し、全国トップクラスとなっています。

繰り返しになりますが、令和6年の果実の生産額は769億8,200万円であり、そのうちブドウは499億6,400万円です。このブドウのうち333億7,200万円がシャインマスカットであり、県内ブドウ全体の66.8%を占めており、農業生産額ベースでは前年と比べまして54億3,000万円増加しています。シャインマスカットは、まさにブドウの生産量日本一を誇る本県の主力品種です。

流石副委員長 シャインマスカットは、この二、三年で生産量の多くを占めるようになってきたと私は思っています。皮まで食べられることが魅力の一つであり、これまでの巨峰や甲州ブドウとは異なり、皮を捨てる必要がない点も消費者に受け入れられていると私は思います。

シャインマスカットが大きなウエイトを占めていると言われますが、シャインマスカットのよさは、私が今申し上げた点以外にもあるのかお伺いします。

武井果樹・6次産業振興課長 委員御指摘のとおり、シャインマスカットは現在、生産者の所得向上を最も期待されている品種です。皮ごと食べられる点に加え、病気にも強く、ハウス栽培から露地栽培、さらに貯蔵性にも優れていることから、長期間にわたり、消費者に楽しんでいただける品種です。

流石副委員長 シャインマスカットは、これからの山梨県を牽引する果物の一つになると思っております。

そのような中で、農林水産省が検討しているシャインマスカットの海外ライセンスの付与の動きに対し、山梨県は、知事を先頭に9月に要請活動を行ったものと承知しています。この件は、各種報道でも大きく取り上げられ、県を応援するSNSの反響も非常に多かったとお聞きしています。その結果、当時の小泉農林水産大臣からは、生産地の理解がないまま海外ライセンスを進めることはないとの認識が示され、胸をなで下ろしたという報道もあったと聞いています。

私は、今回の県の行動を高く評価するとともに、引き続き産地ファーストの視点で農政産業施策に取り組んでいただくことを切に希望します。また、国が輸出環境を整えた上で、海外ライセンスを与え、最終的に、輸出拡大を考えていただきたいと思っております。

新たなマーケットの開拓は極めて重要であり、農林水産省には、ライセンスの件を、こうした環境を整えてから検討いただきたいと思っております。以上をお願いし、次の質問に移りたいと思っております。

（肥料・飼料や燃料等の物価高騰対策の推進について）

流石副委員長 畜産農家からは、飼料価格は2年前の最も高い時期と比べて下がってきているとはいえ、依然高値で推移していると聞いています。

県では、畜産農家の経営対策として、畜産経営基盤パワーアップ事業による支援を行っていますが、まず事業の目的について改めて伺いたいと思います。

相川畜産課長 この事業は、飼料価格の高止まりに対しまして、畜産農家の生産基盤を強化するため、自給飼料の増産や日常の家畜の飼養管理の効率化、省力化や低コスト化に加えて、IoTなどの手法を取り入れた畜産DX化等の機械整備を支援するものです。

流石副委員長 では、飼料価格高騰で苦勞している畜産農家の経営支援を行うこの事業の実績や執行状況について伺います。

相川畜産課長 実績としては、自給飼料の生産拡大に必要な機械が18件、生産性の向上に必要な機械が5件の計23件の機械導入に対し補助を行いました。事業費が1億6,277万8,000円で、県の補助額は5,866万7,000円でした。予算額は6,200万円であり、執行額は94.6%ということになります。

流石副委員長 富士豊茂地区に畜産農家が何軒かありますが、今回の飼料の高止まりで、牛、豚、鶏それぞれの農家から飼料高騰に対する直接補填を行っていただきたいと言われましたが、こうした支援では切りがなく、継続することは難しく、一時的なものとなります。

多くの農家がこの事業に期待を寄せていることが分かりましたが、具体的にどのような農家がどのような機械を導入するのか、お聞きしてもよろしいですか。

相川畜産課長 機械導入した23件については、酪農家の導入が18件、全体の78%を占めました。酪農家の多くは自給飼料生産を行っており、牧草の刈取りに必要なトラクターや牧草を刈り取る機械、長期保存するためのラッピングマシーンなどが主な機械導入となっています。

流石副委員長 省力化、低コスト化により、農家の精神的な負担が軽減されることで、心にも余裕が生まれることが期待されます。その結果として、持続可能で安定した生産基盤の強化が図られ、多くの県民にメイド・イン・ヤマナシの畜産物である良質タンパク質が長く供給されることを願っています。やはり、この高止まりは辛いなと思いますので、ぜひその辺のところも理解していただいて、今後に生かしてもらえればと思います。

（オリジナル品種の苗木の安定供給、高品質化の推進について）

小沢委員 成果説明書31ページの果樹苗木供給体制の強化についてお伺いします。

まず、オリジナル品種の苗木の供給実績についてです。果樹産地の維持、発展には需要が高く、栽培性に優れた優良品種の導入が重要であり、サンシャインレッドや夢桃香などの期待される品種もあることから、産地化の推進が求められています。そこで、オリジナル品種のこれまでの苗木供給の実績についてお伺いします。

武井果樹・6次産業振興課長 ブドウのオリジナル品種であるサンシャインレッドについては、令和2

年から苗木の供給を開始し、令和6年までに約1万9,000本を供給しています。

また、桃の夢桃香については、平成29年から苗木の供給を開始し、令和6年までに約2万1,000本の苗木を供給しています。

小沢委員 次に、県オリジナル品種の生産状況についてお伺いします。

赤系ブドウのサンシャインレッドは全国的に注目をされており、本県の次世代を担う品種として、生産者から大きな期待が寄せられています。本年度より本格出荷が始まったと承知していますが、生産状況と他のオリジナル品種の状況についても併せてお伺いします。

山田委員長 課長、令和6年度決算についてのみお答えをお願いします。

武井果樹・6次産業振興課長 サンシャインレッドについては、令和6年度のJA出荷実績は26トンとなっています。そのほかのオリジナル品種については、令和6年度の出荷実績はブドウの甲斐キングは89トン、桃の夢桃香は174トン、夢みずきは768トンとなっています。特に、夢みずきについては、JAにおける桃の品種別販売量で4番目に多く、本県の主要な品種となっています。

小沢委員 次に、サンシャインレッドの高品質化について伺います。サンシャインレッドの出荷量は順調に増加しており、今後の主力商品として大変期待されていますが、一方で、果実の赤色の着色が気象条件などの影響を受けやすく、品質の安定が課題となっていると聞いています。安定した高品質生産の確立に向け、県ではどのような取組を行っているのか伺います。

武井果樹・6次産業振興課長 まず、JAと組織するオリジナル品種ブランド化推進会議において、栽培管理の手引を作成しています。委員御指摘のとおり、着色が非常に難しい品種であるため、着色管理については、この手引書を活用して、反射シートや傘の適切な使用方法、作業のタイミングなどについて、県の普及指導員及びJAの営業指導員による指導を徹底しています。

また、統一カラーチャートによる出荷基準を定め、実際のブドウを使用した目合わせ会などを実施するなど、産地全体の品質の統一化と高品質化を図っています。

小沢委員 JAの営農担当者等に向けた手引なども作成されているということで、JAから生産者への指導なり、意見交換等が行われていると思いますが、県として生産者と直接話をする実績が今まであったのか、また、あった場合はどのような意見が寄せられたか伺います。

武井果樹・6次産業振興課長 生産者との意見交換については、県とJAが一体となって開催する栽培管理講習会や、出荷前に着色等の基準を確認する目合わせ会、さらにJAの販売反省会があります。県も積極的にそのような場に参加し、意見交換を行っています。

意見交換では、着色のさせ方、着色管理、玉張りや房型、さらには市場の評価、価格などについて意見交換が活発に行われています。

生産者からは、県を代表するオリジナル品種であるサンシャインレッドをぜひ産地化し、品質の高いものを作っていきたいという、非常に大きな期待の声が寄せられています。

小沢委員

私も葦崎市穂坂町で、着色の関係で生産者の方とお話し、悩みを伺うこともあります。気象条件に対応するため、反射シートを敷いて着色促進に取り組むなど、生産者の方は一生懸命に生産をされています。

本県として、オリジナル品種の産地化、高品質化に引き続き御尽力いただきたいと思います。

（農業用施設の長寿命化の推進について）

次に、令和6年度の主要施策成果説明書13ページ、農業用施設の長寿命化の推進についてお伺いします。

まず、農業用施設の長寿命化の具体的な取組についてです。農業用水を安定的に供給する基幹的な水利施設は、農業だけではなく防火用水などとして、地域の暮らしにも重要な役割を果たしています。しかし、老朽化が進む施設も多く、私の地元、葦崎市に楯無堰というものがあり、昭和30年代の改修から60年以上が経過し、漏水などの劣化が確認されています。

営農や防災の面からも、これら施設の長寿命化対策を計画的に進める必要があると考えていますが、そこでまず農業用施設の長寿命化対策について、どのような流れ、手順で取組を進められているのか、お伺いします。

原田耕地課長

県では、市町村や土地改良区などの施設管理者と連携して、水路や取水施設、排水機場などの基幹的な農業水利施設の長寿命化対策に取り組んでいます。具体的な手順としては、まず施設の劣化状況を調査する機能診断を行います。次に、診断の結果から対策時期、補修や更新などの対策工法を定めた機能保全計画を策定し、その計画に基づき、適切な時期に長寿命化対策工事を実施しています。

小沢委員

計画的に長寿命化が進められているということは承知しました。

そこで、次に令和6年度における農業用施設の長寿命化に向けた取組の内容と、その実績につきましてお伺いします。

原田耕地課長

農業用施設の長寿命化対策については、令和6年度はかんがい排水事業など5事業、合計9つの地区において農業水利施設で対策を実施しました。具体的には、委員から御指摘をいただいた楯無堰などの基幹的水路の補修及び更新、南アルプス市の果樹地帯の釜無川右岸畑地かんがい施設の自動散水制御システムの更新、市川三郷町で豪雨時の浸水被害を防止する排水機場の補修及び更新・改修を実施しました。

小沢委員 地元の楯無堰にも手をつけていただき、ありがとうございます。そこで、いろいろと費用もかかるとは思いますが、これまでの実績を踏まえた中で、今後どのような取組をされていくのか伺います。

また、令和6年度の具体的な取組は先ほど御説明いただきましたが、これまでの施設の課題等、そもそも問題があるかどうかも踏まえ、今後の取組について伺います。

原田耕地課長 農業用施設の長寿命化対策は、これまで、やまなし農業基本計画に掲げた工程どおりに進んでいます。しかしながら、機能保全計画の策定に至っていない施設施設もあることから、機能診断の実施や計画の策定に向けて、施設管理者を支援していきます。今後も機能保全計画に定めた対策時期に、適切に補修・更新などの対策を講じ、農業用施設の機能が健全に発揮されるよう、鋭意取り組んでいきます。

小沢委員 ほぼ工程どおりに進んでいるということで、大変ありがとうございます。農業用施設の長寿命化対策は将来にわたって農業、農村を守っていく上で大変重要な取組ではないかと思っています。今後も、計画的に取り組んでいただけるようお願いをして、私の質問を終わります。

（農林大学校の運営による農業の担い手の確保について）

浅川委員 歳入歳出決算報告書164ページの農林大学校に関する事業から、農林大学校の運営による農業の担い手の確保について、幾つか質問します。

まず、農業研修の主な内容について伺います。農林業の振興を図るためには、担い手となる農林業従事者の育成が重要です。私の地元北杜市にある農事講習所を前身とする農林大学校では、本県の農林業を担う人材の育成等が行われていることは承知しています。

そこでまず、農林大学校に入学した生徒が受ける農業研修について、どのような研修が行われているのか、主な内容を伺います。

手塚農業技術課長 農林大学校では、生産技術や経営管理、農業機械の資格取得など、講義や実習のほか、優良経営体や直売所などへの派遣研修を行い、流通販売の実情を学ぶといった教育もさせていただいています。また、ドローンやAI技術を活用したブドウの摘粒を行うスマートグラスといった最先端の技術を取り入れた研修も行っていて、将来への農業の意欲を高めています。これらにより、生産から流通、販売まで経営に資する知識や技術を習得させ、本県の農業の次世代を担う人材の育成を図っています。

浅川委員 本県の主要農産物である桃やブドウなどの果樹栽培を学ぶ果樹学科において、令和6年度の入学者が定員割れをしているが、その原因等はどのように把握しているのか、お伺いします。

手塚農業技術課長 果樹学科は例年定員20名ですが、それを上回る出願者がいる状況でしたが、令和6年度だけは定員を下回る状況ということでした。一方、果樹学科と園芸学科がありま

すが、園芸学科のほうは定員10名に対して、それを上回る出願者がいたということで、果樹学科と園芸学科を合わせると、30名の定員ですが、両学科を合わせて例年並みの出願者でした。全国では44の農業大学校があり、本県の定員の充足率が30定員のうち27人ということで9割ですが、全国は平均70.6%であり、本県は全国平均を2割ほど上回っている状況であるということもお伝え申し上げます。

浅川委員

私は入学式も卒業式も毎回参加させていただいていますし、今月1日には農業まつりというイベントもあって、農林大学校には大変期待しています。山梨県は御承知のとおり果樹王国であり、ブドウ、桃、スモモは生産量が日本一ですから、定員割れを起こしたということは、少し残念だと思いますので、これからも頑張ってくださいながら、次の質問に入ります。

今後の対策及び学校運営の展望について伺います。本県の農林業を支える人材育成等を行う教育機関として、充実した研修等が行われるよう募集する定員の確保に加え、研修内容の充実や研修環境整備なども必要ではないかと考えますが、今後の定員確保や学校運営の展望について伺います。

手塚農業技術課長

地元の農業系高校3校との連携は、とても大事です。平成20年に締結をした県内農業系高校との教育交流に関する協定があり、こちらを踏まえ、教職員や学生と高校生との相互交流などにより、高校生に農林大学校の魅力を最大限に伝えていきたいと考えています。

あわせて、県内はもとより近隣の学校にもしっかりと訪問活動をさせていただきたいと考えています。学生だけではなくて進路の指導教員にも積極的にアプローチをかけて、本校への理解を深めていただくようにしていきます。このようにいろいろな取組を行い、少子化の時代ではありますが、本県の農業の担い手の確保、学生の確保に努めていきたいと考えています。

浅川委員

力強い答弁、ありがとうございます。本県の農林業をますます発展させるために、農政部長を含めて多くの皆さんがしっかり頑張っていることも承知していますが、引き続き頑張ってくださいと感じます。ぜひ、果樹王国日本一ですので、よろしく願い申し上げます。

（農畜水産物戦略的輸出拡大事業について）

名取委員

農畜水産物戦略的輸出拡大事業について、この事業は令和2年度から6年度までの5年間、同じ業者が業務委託していると部局審査で説明がありました。委託金額は5年間で1億7,000万円を超えます。業者から企画提案を受けて行うプロポーザル方式による契約は、継続して委託を受けている業者が有利となり、公平性、競争性、透明性が損なわれる可能性が大きいと考えますが、所見を伺います。

柳澤販売・輸出支援課長

農畜水産物戦略的輸出拡大事業委託については、対象国を拡大しながら、海外市場の最新動向やニーズに対応した最適な提案を求めて執行しているところです。こ

のため、事業者の選定に当たっては、海外の最新事情を踏まえた提案を審査し、業務実績、専門性、企画力、業務遂行能力などを総合的に評価するプロポーザル方式を採用することが妥当であると考えています。公募時には、県産果実の輸出拡大に向けた基本戦略やプロモーションで実施状況を把握できるSNS情報、評価基準など提案に必要な情報を事前に公表しているところです。また、過半数を外部委員とする審査委員会を設置し、仕様書や手続の審査を行うなど、公平性、競争性、透明性の確保に十分留意しているところです。

名取委員 一昨年の決算審査で、プロポーザル方式の公平性を保つために業者を選定する審査委員会の外部委員を毎年入れ替えるとの説明がありましたが、令和6年度の外部委員はどのような状況だったのでしょうか。

柳澤販売・輸出支援課長 5名の審査委員のうち、過半数の3名については農畜水産物の輸出に知見を有する外部有識者から選出しています。この3名の外部評価委員のうち、1名は前年度から変更がありました。2名については、関係団体の代表もしくはこれに準ずる職位の者から選定しており、変更がなかったため継続扱いで就任していただいたところです。

名取委員 2名は変更がなかったということで、公平性に疑問が生じます。同じく公平性を保つための手段として、企業名を伏せて企画提案を行っているとの説明がありましたが、令和6年度はどのような状況だったのでしょうか。

柳澤販売・輸出支援課長 審査委員会では、公平性及び透明性を確保する観点から、企画提案書に企業名等の情報は記載不可としています。審査委員に対しては、企業名を伏せた状態で審査を行っているところです。

これにより、提案内容そのものに基づいた評価が可能となり、恣意性の排除につながっているものと考えています。なお、この運用については、公募要領においても明記しており、参加企業に対しても事前に周知した上で実施しているところです。

名取委員 業者側が企画提案の中で、前年度までの実績を記載するようなことがあれば、企業名を伏せていても業者が特定されると思います。どのように規制をされましたか。

柳澤販売・輸出支援課長 企画提案書の中で、企業名が特定できないようにしているところです。

名取委員 聞いていることと違います。暫時休憩してもらえますか。

山田委員長 暫時休憩します。

山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柳澤販売・輸出支援課長 企画提案において、前年度までの実績を記載しないよう、特に規制している

部分はありません。

山田委員長　　というより記載欄がそもそもあるのですか。その欄があれば当然入れれば分かってしまうということを聞いているわけです。

名取委員　　県が作成した公募要領や仕様書では、前年度の実績を記載しないように注意書きを事前に行っていますか。

柳澤販売・輸出支援課長　前年度の実績を記載していないようにと、公募要領などで規制しているところはありますか。

名取委員　　そうした注意書きを私も確認できませんでした。公募要領では提案者からのプレゼンテーションの時間を設けてありますが、その際、提案者が前年度の実績について述べたり、毎年お世話になってますなどと発言をしたりしたら、企業名が特定されると思いますが、どうやって規制をしていますか。

柳澤販売・輸出支援課長　プレゼンテーションの時間は、基本的には仕様書に定められていることのみを中心にプレゼンをしていただき、委員御指摘のような、お世話になっておりますなどといったことは一切しないように注意をしているところです。

名取委員　　注意をしているということですが、公募要領にそれがしっかり記載されていますか。

柳澤販売・輸出支援課長　公募要領にそこまで記載はしていません。

名取委員　　県はプロポーザルにおける公平性を保っているといいますが、指摘をしたように様々な抜け穴があるのではないのでしょうか、認識を伺います。

石合管理課長　プロポーザル方式は最適な事業者を選定するために、能力、経験などを総合的に評価することが必要となります。業務内容や仕様が明確に定義できない事業に限りませんが、継続的な受注経験により得られた業務理解やノウハウについては、業者の能力の一部として評価対象とすることは妥当と考えています。

名取委員　　企業名は。

石合管理課長　企業名は、出納局でも要綱を全庁的に設置させていただいていますが、その辺をまたよく検討した上で対応させていただきたいと思っています。

名取委員　　私が指摘した抜け穴に当たる部分への答弁がありませんでした。
次に、本事業のように複数年継続している事業は、既に業務内容や仕様がある程度決まっていることから、競争入札による契約へ移行することが必要であったと考えます。

所見を伺います。

柳澤販売・輸出支援課長 海外市場への対応や、その販路開拓については民間事業者のマーケティング能力、それから創意工夫といったものを最大限生かすことが成果向上に直結すると考えています。こうした要素については、価格のみで評価する競争入札方式は十分反映しにくいと考えているところです。

また、本業務は海外市場の動向や輸出国の規制、現地消費者ニーズなど外部環境の影響を受けやすく、業務内容が定型化しているものではございません。そのため、柔軟な提案を受けられる公募型プロポーザル方式を継続して採用しているところです。

名取委員 こちらのパネルを御覧ください。本事業の業務内容、対象品目、対象国を令和5年度、6年度で比較をしたものです。黄色の部分が前年度と同様の内容であり、ほとんど共通しています。これならば、一般競争入札に移行してもよかったですのではないのでしょうか、認識を伺います。

柳澤販売・輸出支援課長 先ほど申し上げたとおり、海外の市場動向というのは毎年変わっていることから、令和5年度と比較し令和6年度も少しずつ変えています。

具体例を申し上げますと、小売店販売、いわゆるリアルプロモーションと呼んでいますが、ターゲットについては例えば高所得者層を中心にお願いますとか、あるいは輸出品目の拡大を見据え、果実だけではなくて、ほかの県産品である牛肉、魚、米等を入れてくださいとか、あるいはより対象を狭めて令和5年度6か国のところを4か国としたり、それから新たにシステムの構築ということで、輸出用の梱包方法の状況などについても立案や検証をお願いするなど、内容と項目が毎年変わっており業務が定型化していないという点を御理解いただきたいと考えています。

名取委員 前年度と違うところだけをプロポーザルにすれば、もっと予算を節約できたのではないのでしょうか、認識を伺います。

柳澤販売・輸出支援課長 令和5年度と令和6年度で内容が大きく異なるのであれば、別の発注形態としてあるのかもしれませんが、大幅な変更ではないということ、またその変更の中には海外事情、最新の動向や民間企業のノウハウなどを最大限生かすために、入札ではなくてプロポーザル方式を取らせていただいています。

名取委員 そちらも大幅な変更でないとやっているわけですから、競争入札に移行できると思います。5年間続けてきて、ノウハウも県に蓄積をされていると思います。業務委託そのものが必要なのかも検討すべきではないのでしょうか。業務委託の廃止についても検討することを求めて終わります。

（農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託について）

飯島（修）委員 昨年の決算特別委員会でも質問させていただいたプロポーザル方式による契約につい

てお伺いしたいと思います。

先ほどの名取委員の質問と同じ農畜水産物戦略的輸出拡大事業委託について、少し質問が重複しますので、全ての質問は行わずにスキップして、まずマル3の実施体制、確実に実施される見込みがある体制となっているかをどのように評価したか、採点したかをお伺いします。

柳澤販売・輸出支援課長 評価項目の実実施計画、実施体制について、まず実施計画については、企画提案書に記載された実施手順の効率性と実施スケジュールの実現性を評価し採点をしました。

次に実施体制についてですが、提案書に記載された体制の具体性、責任分担、リスク管理策などを総合的に評価し採点したところです。具体的には、責任者や担当者が明確になっているか、十分な推進体制となっているか等を確認し評価したところです。なお、企画提案の審査委員会に先立ち、参加資格審査を実施しており、業務の専門知識、業務実施能力、体制、経営状況の3項目についても確認しているところです。

飯島（修）委員 御答弁いただいた責任体制、とても大事だと思います。ただ、ほかの切り口で、落札した株式会社ATOMは25点満点中18点ですね。マンパワーという面ではどうでしょうか。

柳澤販売・輸出支援課長 先ほどの実施計画、実際体制について、委員5名による専門的な見地からの評価がこの点数になっているものと承知しています。

飯島（修）委員 点数はともかく、担当者として株式会社ATOMの従業員の数は御存じですか。

柳澤販売・輸出支援課長 当該事業者の従業員は10名と承知しています。

飯島（修）委員 実はこのATOMの会社は令和6年度のプロポーザル契約で、他に3件、県から受注していて、受注金額は総額1億4,400万円です。とても忙しいと思います。10人の従業員でできるのかと単純に不安になりますが、その辺の不安の払拭はできていますか。

柳澤販売・輸出支援課長 他の業務を受託していることも承知していますが、令和2年度から令和6年度までこの事業については当該事業者が受けているという実績がある中で、体制、事業の進め方等についてノウハウを持っているということで、私ども課としても認識しているところです。

飯島（修）委員 令和7年3月に公報が出て、このプロポーザル契約に対する指導がありました。仕様書の作成についても指導がありましたが、いかがですか。

柳澤販売・輸出支援課長 公募要領で、原則企画提案書に記載された事項に基づき業務を遂行するもの

とし、必要に応じて本契約時の仕様書に反映することを定めるところです。事業者の企画提案内容を仕様書に適切に反映させた上で契約を締結しているところです。

山田委員長 飯島修委員、時間がありませんので質問はできません。

飯島（修）委員 はい分かりました。それでは、私の質疑の持ち時間は終わりましたが、この際、意見を述べさせていただきます。よろしいですか。

山田委員長 手短にお願いします。

飯島（修）委員 手短にいきます。いわゆるこの決算特別委員会で質問するには、より精度の高い資料が必要であると感じています。普段から私たち県民の負託を受けた議員は、質問に際し、例えば所管課に依頼してその資料を入手して県民にお伝えしたり、議会で質問したりしています。ところが最近、資料請求しても提出に時間がかかり、例えば今回の決算特別委員会で質問しようとしていた案件も、資料がそろわなかったため時間がなく、残念ながら質問できなかったということがたくさん私にはあります。

特に最近は資料の開示請求を求められることが多く、受け取りまでに非常に時間がかかります。資料が出てくるのが遅く、質問通告を早く提出するようというのでは納得がいきません。このように感じる委員は私以外にも多分大勢いると思います。もちろん、資料提出の義務がないのは承知しています。

山田委員長 手短にお願いします。

飯島（修）委員 もうすぐ終わります。

精度の高いスムーズな審査を遂行するために、議会の使命でありますし、そのための運用上の対策は非常に大切であります。先ほど述べたことは、議会基本条例の前文にもある、より開かれた議会活動にも逆行していると痛感いたします。これを機会に、何とぞ御配慮をお願いしたいと思います。

山田委員長 その意見に関しては、当委員会にも若干の日程的にきつかったところもありますので、それは次年度以降、必要事項については申し送りを私として責任を持ってさせていただきますので、今日のところは以上でよろしいですね。

飯島（修）委員 はい、よろしく申し上げます。

（歳入確保と事業進捗の財政マネジメントについて）

福井委員 では、農政部に対して、農政部おける約5.1億円の収入未済額について年度ずれといった一時的な要因を除き、当局が構造的なものとして認識している主な要因を総括的に伺います。

岩淵農政総務課長 農政部の収入未済額の主な内訳ですが、森林環境部や県土整備部と同様となりますが、1点目は峡東地域の入札談合事件にかかる公正入札違約金、約3億7,000万円。また、農業者に貸付けを行った農業改良資金の貸付金の元金、こちら約9,000万円及びその延滞利息約5,000万円です。公正入札違約金に関しては、平成18年度から21年度の県発注工事に関して、平成23年4月に公正取引委員会から独占禁止法違反による排除措置命令と課徴金納付が命じられたことを受けて、県が契約違約金条項に基づき請求したものです。現在、令和3年6月議会で御議決いただいた調停などに基づき、債権回収に努めているところですが、一括納付が困難であることから調停条項で定めた支払計画に応じた分割納付としていることなどにより、収入未済が生じているものです。

もう一点、農業改良資金については、農業者による新たな農業部門の開始や、生産方式の改善などに伴う機械や施設整備等に対する貸付金として、昭和31年に国の法律に基づき創設された制度であります。平成22年の法改正に伴い、現在では貸付け主体が都道府県から日本政策金融公庫に移管されています。県では、この法改正より前となります平成22年9月以前の貸付けにかかる債権管理を行って、現在、一部の債務者にかかる回収業務を弁護士に委託するなど、債権回収に努めているところですが、しかしながら、債務者の経営環境の悪化により一括での弁済が困難となっていることや、債務者の死亡などにより、連帯保証人が分割で弁済を行っていることなどから、収入未済となっているものです。

福井委員 債権回収に向けた実効性の高い対策を要望し、最後に出納局に伺います。これまで、私、様々な部局に歳入確保と財政マネジメントの強化についてただしてきました。出納局は、県全体として財源の適時・適切な確保のため収入未済となった債権の管理について、どのように庁内横断的な取組をしているのか伺います。

清水出納局次長 県ではこれまで未済となった債権に対し、県民負担の公平性、公正性を確保する観点から、厳正な姿勢で回収業務に取り組んでいます。具体的には、全庁統一的な取扱いを定めた山梨県債権管理マニュアルに基づき督促、催告の適切な実施や債権者との迅速な交渉による早期回収に取り組んでいます。引き続き令和6年度においても、研修会の開催による債権管理関係職員のより一層のスキルアップを図るとともに、新たな未済額の発生を防止するため、eLTAxを活用した収納やコンビニ収納を導入、口座引落とし制度による納付しやすい環境整備も進めています。さらなる債権回収と未収金の回収を努めていきます。

福井委員 令和6年度決算審査に当たり、当局の多岐にわたる県政運営への尽力に敬意を表します。本委員会での質疑を通じて、県政の継続的な改善と将来的な発展に向け、重要な課題が継続的に存在していることも確認されました。総額47億円に上る収入未済額が見られる点、この未済額の相当部分が峡東談合事件に起因するものであります。出納局は県全体の財政の番人として、収入未済問題に対し全庁横断的なリーダーシップを発揮することが求められています。各部局任せにするのではなく、システムと組織の両面から

ガバナンスを利かせ、県財政の健全化に向けた抜本的な改革を断行することを強く要望し、私の質問を終わります。

※認第1号 令和6年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討論

名取委員 私は、認第1号令和6年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論します。

審査を通して明らかになったものの中から、主なものについて述べます。1つは、富士トラム構想についてです。県は、昨年11月のトラム構想への方針転換を受けて、昨年12月議会で増額補正をし、業務実績報告書と調査検討結果報告を作成しましたが、同じ12月議会での一般質問への答弁で、電気バスについては真剣な検討を行う予定はありませんと答弁しました。

この答弁が本当なら、この2つの報告書における交通システムの比較は真剣に検討したものではないということになりますが、今回の総括審査でこの答弁を訂正するのかわただしたのに対して、県の答弁は訂正しないというものでした。税金を使って行う県の事業において、真剣に検討しないというのは、県行政に対する県民の信頼を損なうものであり、事業を実施した県の姿勢として認められません。

次に、県の基金についてです。県の主要3基金の残高は、ここ数年増え続け、令和6年度末残高で前年度に続き1,000億円を超えました。また、部局審査では、令和6年度は3基金の合計で96億円の取崩しをしなくて済んだとの説明がありました。令和6年度は、物価高騰が県民の生活に重くのしかかった年でした。会派として、医療、介護、福祉施設への支援金の拡充、中小零細企業への賃上げ支援や、学校給食費無償化をはじめとした市町村への支援の実施などを提案しましたが、基金を有効に活用すれば、これらは十分実現できたのではないのでしょうか。令和6年度決算は、県民の暮らしと営業を守る上で十分な予算執行であったとは言えないと考えます。

最後に、県のプロポーザル方式による契約についてです。総括審査では、農畜水産物戦略的輸出拡大事業において、5年連続で同じ業者が委託を受けていることを例に、プロポーザルの公平性を確保する上で、様々な抜け穴があることを指摘しました。公平性が担保されていないおそれがあり、こうした状況で契約が繰り返されてきたことは看過できません。

以上のことを指摘し、決算の認定に反対するものです。

流石副委員長 私は、認第1号議案令和6年度山梨県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定の件について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

令和6年度の決算につきましては、一般会計において歳入歳出ともに令和4年度以来、2年ぶりの増加となりました。歳入面では、法人関係税の増加による実質県税の増加などにより、決算額は前年度に比べ46億円余の増加。歳出面では、段階的な定年引上げに伴う退職手当の増加などにより、決算額は前年度に比べ57億円余の増加となりまし

た。この結果、実質収支は47億円余の黒字、実質単年度収支は52億円余の黒字となりました。

令和6年度末の県債残高は、8,818億円余と減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあるなど厳しい財政状況下ではあります。そのような中でありながら、持続可能な財政運営を推進するため、事務事業の不断の見直しによる経費の削減や、税の収納向上により自主財源の確保と、その重点的、効果的な配分に努めながら、必要な施策を積極的に展開していると考えています。

執行部においては、複雑かつ多様化が進む行政課題に対する施策を、議決予算の目的に沿って、いずれも適切かつ効率的に執行され、県民福祉の向上が図られているものと認められるところであります。これらのことから、私は、この令和6年度決算につきまして、認定することに賛成するものであります。

以上申し上げまして、賛成討論とします。

飯島（修）委員 私は、認第1号令和6年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件について、反対の討論を行います。

去る10月14日に開会された令和6年度決算特別委員会での部局審査及び総括審査を通して、令和6年度プロポーザル方式による契約については、令和7年3月3日発行の山梨県公報号外5号の中で、監査委員から令和5年度におけるプロポーザル方式の契約183件に関して指摘された案件に沿って調べた結果、令和6年度についても同様な事例が散見されたことをまず指摘します。

例えば、プロポーザル方式に関わる提案内容を審査する際は、外部委員が含まれているか調査したところ、含まれていないもの、あるいは含まれていても1人だけのものがありました。また、事業者を選定した後、企画提案書の内容を踏まえて発注者と事業者が協議し、仕様書を定め履行する必要があるとの指摘に、必ずしも提案内容を反映させた仕様書を定めていない例がありました。

また、プロポーザルの実施について、募集中の案件の検索が容易になるよう、掲載すべきページのルール化を検討するとともに周知に努められたい、より多くの者が参加を検討し、十分に時間をかけて、優れた企画提案ができるよう募集開始から参加申込み、企画提案書の提出までの適切な日数の確保に努められたいとの指摘に、期間が短く、より多くの参加がかなわない例もありました。

特に、企画提案書の提案が1者のものが多数あり、監査委員からの指摘のように、複数の企画提案を比較して最も優れた提案者を選考する形となっておらず、プロポーザル方式の長所が十分に生かされていない可能性があります。多くの参加者を募るための募集時の仕様書の内容を検討するなど必要な対策を講じ、より競争性を確保すべきであります。加えて、県有地の売却に際しては、県有未利用地売却要綱に即して履行されるべきであるが、その第2条に売却する土地は県有未利用地のうち、将来にわたって県の施策に供する見込みのない土地としています。しかるに、当該土地は、売却契約時の令和6年時には、旧リニア見学センターバス待機所として利用されていた事実がありました。第2条に該当するとは到底考えられません。

以上、これらは令和6年度の業務執行の一部ではありますが、疑義を払拭に欠ける案

件多数であり、到底認定できるものではないことから、反対討論とします。

浅川委員 　私は、認第1号議案令和6年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

　地方財政の将来に目を向けると、物価高騰や国際情勢の不安定化などに加え、社会保障関係費や人件費の上昇、頻発する災害に備え、県土強靱化対策の推進、人口減少への対策など、今後も財政需要は拡大するものと見込まれます。こうした中、財源対策として活用可能な主要3基金については、令和6年度末残高が1,049億円余で、このうち財政調整基金の残高は262億円余となっており、本県は全国23位と中位にあるものの、大規模災害の発生や経済不況などの不測の事態により生じる財源不足への対応等のため、今後も適切に基金残高を確保するとともに、財政状況を勘案して活用することとしています。

　さらに、有利な交付財政措置のある地方債を最大限活用する一方、他の地方債の発行を抑えつつ繰上げ償還も実施するなど、将来的な県民負担の上昇抑制にも努めており、財政健全化への姿勢が伺えます。このように、執行部においては創意と工夫を重ね、課題解決をしながら効果的な施策を適切に執行し、県民福祉の向上に努めているものと認められるところであります。私はこの令和6年度決算について認定することに賛成するものであります。

　以上を申し上げ、賛成討論とします。

採決 　起立多数で認定すべきものと決定された。

※認第2号 　令和6年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討論 　なし

採決 　全員一致で認定すべきものと決定された。

その他 　・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以　上

決算特別委員長 山田 一功